

第2期

佐用町国土強靱化地域計画

～災害に強いまちづくりをめざして～

令和7年4月

佐用町

第1章 はじめに・基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 基本的な進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 国土強靱化の推進目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

- 1 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 事前に備えるべき目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3～4

第3章 脆弱性評価の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

- 1 脆弱性評価の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 リスクの特定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 起きてはならない最悪の事態・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 脆弱性評価の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 5 施策分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第4章 佐用町強靱化の推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

- 1 起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針・・・・・・・・ 7～16
- 2 施策分野ごとの推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - 1. 個別施策分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17～21
 - 2. 横断的施策分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
 - 3. 複合的施策分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

第5章 施策の重点化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

- 1 特に回避すべき「起きてはならない最悪の事態」の選定・・・・ 23

第6章 計画の推進と見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

- 1 計画の進捗管理と見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 2 計画の推進期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 3 他の計画等の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
 - (別紙1) 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果・・・・ 25～46
 - (別紙2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果・・・・・・・・・・・・ 47～63
 - (別紙3) 国土強靱化地域計画事業一覧（補助金・交付金事業単位）・・・・ 64
 - (別紙4) 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

佐用町は、平成21年8月9日台風第9号の影響で、1時間に89ミリ、日降水量は326.5ミリを観測し、死者18名、行方不明者2名の人的被害をはじめ、広範囲に及ぶ浸水、1700戸以上の家屋被害のほか、河川・道路・農地・農業施設などに甚大な被害が発生した。

その後、豪雨災害は全国各地で多発するほか、平成23年3月の東日本大震災をはじめ、近年では令和6年1月の能登半島地震など、様々な自然災害に見舞われたことは、我が国の防災体制や社会経済基盤にある多くの課題を顕在化させた。

そのため、国は平成25年に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（国土強靱化基本法）」を制定。以降、都道府県や市町村と連携し、大規模自然災害等に備えた強靱な国づくりに向けて、取り組みが進んでいる。

こうした中、佐用町では令和2年に、平成21年台風第9号災害の経験と教訓を生かした脆弱性評価を実施し、強靱化への今後の推進方針と目標を定める「佐用町国土強靱化地域計画」を策定した。このたび計画期間の満了を迎えるにあたり、これまでの取り組みを確認し、「第2期佐用町国土強靱化地域計画」を策定する。

2 国土強靱化地域計画の位置づけ

国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）とは、どんな自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、「強靱な地域」をつくりあげるための計画である。そして強靱化に関する事項については、地方公共団体における行政全般に関わる既存の総合計画や地域防災計画などと整合を図りながら策定する。

佐用町総合計画

佐用町国土強靱化地域計画 ／ 佐用町地域防災計画

公共施設等管理計画

橋の長寿命化計画

公営住宅長寿命化計画

耐震改修促進計画

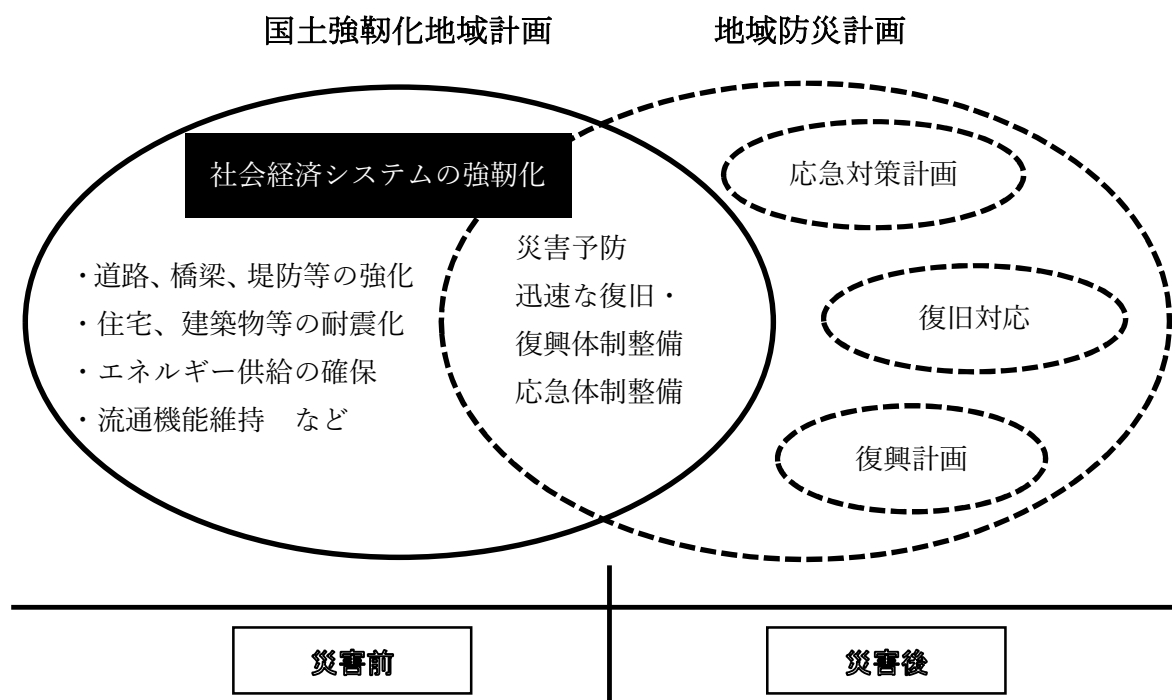
地域福祉計画

要配慮者避難確保計画

水防計画

国民保護計画

業務継続計画

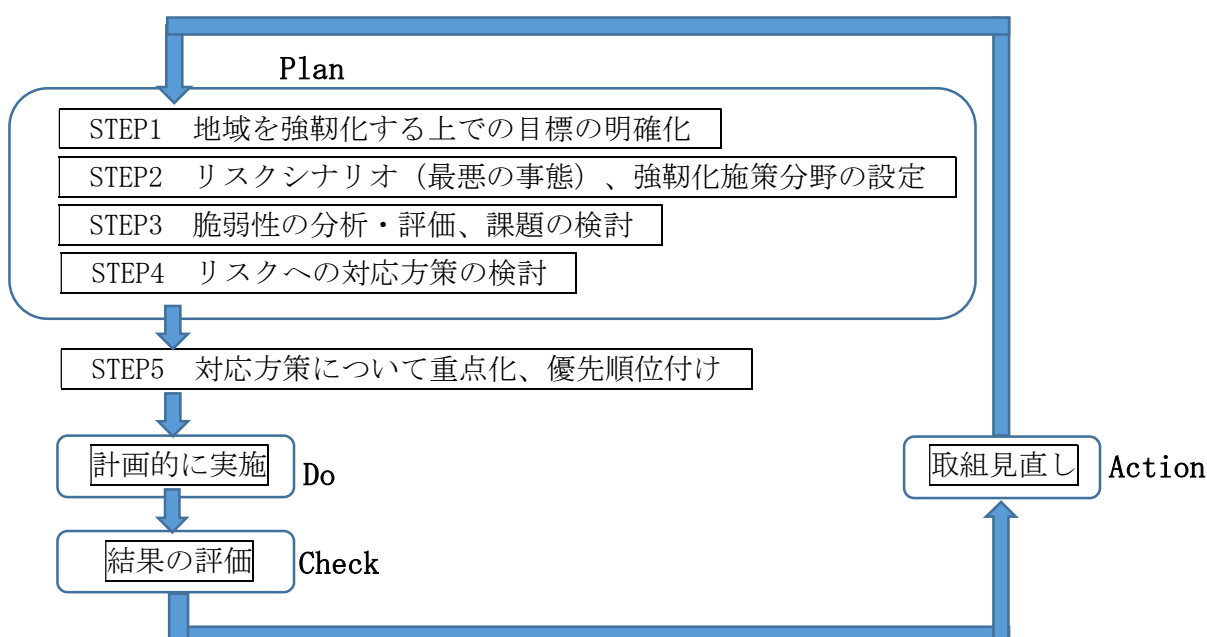


3 計画期間

令和7年度から概ね5年とする。

4 基本的な進め方

地域強靱化は、いわば地域のリスクマネジメントであり、以下のPDCA サイクルを通じて、本計画の方針や目標等に沿って、各担当課で取り組みを推進する。この際、STEP2～STEP5 にあるとおり、大規模自然災害等による被害を回避するための対策（施策）や「脆弱性の評価」を行うとともに、その「対応策」を考え、「重点化・優先順位付け」を行った上で推進することをプロセスに組み込んでいる。



第2章 国土強靱化の推進目標

次のとおり「基本目標」、「事前に備えるべき目標」及び「取組方針」を定める。

1 基本目標

- ① 町民の生命の保護が最大限図られること
- ② 本町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること
- ④ 本町の迅速な復旧復興を可能にすること

2 事前に備えるべき目標

- ① あらゆる自然災害に対し人命の保護が最大限図られる
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保し、関連死を最大限防ぐ
- ③ 必要不可欠な行政機能を確保する
- ④ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑤ 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑥ 社会・経済が迅速に再建・復興できる条件を整備する

3 基本的な方針

(1) 国土強靱化の取組姿勢

- ・ 本町の強靱化を損なう本質的原因をあらゆる側面から吟味した取組の推進
- ・ 長期的な視野を持った計画的な取組の推進
- ・ 地域間連携の強化、地域活力の向上

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ・ ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進
- ・ 「自助」「共助」及び「公助」を組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担した取組の推進
- ・ 非常時のみならず、平時にも有効活用される対策を考慮

(3) 効率的な施策の推進

- ・ 町民の需要の変化等を踏まえた、施策の重点化の推進
- ・ 既存の社会資本の有効活用等により、効率的かつ効果的に施策を推進
- ・ 国・県の施策、民間の協力・支援など積極的な活用
- ・ 既存施設等の効率的、効果的な維持管理
- ・ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用の促進

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・ コミュニティ機能の向上、強靱化の担い手が活動できる環境整備
- ・ 次世代に向けた防災教育の推進
- ・ 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等への配慮
- ・ 自然との共生、環境との調和、景観の維持への配慮

(5) 県、周辺自治体、民間事業者等との連携・協働

- ・地域強靱化を効果的に進めるため、県、周辺自治体との相互連携による情報共有の確保、適切な役割分担
- ・災害時の応急対応等に備えた協定を締結するなど、広く連携を促進

第3章 脆弱性評価の実施

1 脆弱性評価の方法

本町の強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするために、本町が直面する大規模自然災害等様々なリスクに対し、現行の施策のどこに問題があるのか脆弱性の評価を行う。この評価に当たっては、国が定めた大規模自然災害に対する脆弱性評価の指針に基づき、以下の流れにより実施した。

- (1) 想定するリスクの特定
- (2) 施策分野の設定
- (3) 「起きてはならない最悪の事態」の設定
- (4) 脆弱性の評価（「最悪の事態」を回避するために行っている現行の取り組みを分析・評価）
- (5) 脆弱性の評価結果に基づき、各々の事態及び施策分野について今後必要となる施策を検討し、推進方針として整理

2 リスクの特定

国土強靱化基本計画と同様、大規模自然災害を対象とし、特定する自然災害は、地震（山崎断層帯地震、南海トラフ巨大地震等）、豪雨（台風等）、豪雪、大規模事故等災害とする。

(1) 地震

- ① 山崎断層帯は、岡山県東部から兵庫県南東部に分かれて分布する活断層帯で、那岐山断層帯、山崎断層帯主部、草谷断層の3つの断層に区分される。その中でも佐用町内北部を10キロにわたって山崎断層帯主部北西部が横断しており、地形地質的にその存在、活動が確実である。政府の地震調査研究推進本部によると、我が国の活断層の中で、今後30年の間に発生する可能性が「やや高いグループ」に属し、町内最大震度6強が想定されている。
- ② 南海トラフ巨大地震については、発生の切迫性が指摘されており、東海から阪神間にかけて大きな被害が想定されている。町内最大で震度5強が想定され、家屋の倒壊やライフラインの寸断のほか流通面や経済活動においても大きな影響があると予想される。

(2) 豪雨（台風等）

豪雨災害については、過去にも大きな被害をもたらしたが、特に平成21年8月9日台風第9号災害は、町の観測史上最大を記録する豪雨となり、死者18名、行方不明2名、河川の氾濫、土砂災害により大きな被害をもたらした。今後も集中豪雨や台風による浸水や土砂災害の危険性を有している。

(3) 豪雪

豪雪災害については、平成29年1月の豪雪で、鳥取自動車道が通行止めになるなど幹線道路が長時間にわたり寸断され、数か所の集落が孤立した。また近年の令和5年1月の豪雪では、交通障害はもちろん、水道管の破裂が多発するなど、町民の生活に大きな影響を与え、本町の雪害に対する脆弱性を痛感したところである。

(4) その他 大規模事故等災害

大規模な自然災害等が同時発生などにより複合災害になることも想定しなければならない。

3 起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備える目標		起きてはならない最悪の事態	
Ⅰ. 町民の 生命の保護 が最大限図 られること	1	あらゆる自然災害 に対し、人命の保 護が最大限図られ る	1-1	大規模地震における多数の死傷者の発生
			1-2	不特定多数が集まる施設の浸水や倒壊等による多数の死傷者の発生
			1-3	豪雨等による広域かつ長期的な市街地等への浸水やため池・防災インフラの 損壊・機能不全
			1-4	豪雪等による道路の寸断及び森林の倒木による孤立
			1-5	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生のみならず、建物の損壊、農地 及び森林の消失・荒廃等
			1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
Ⅱ. 本町及 び地域社会 の重要な機 能が致命的 な傷害を受 けず維持さ れること	2	救助・救急、医療 活動等が迅速に行 われるとともに、 被災者等の健康・ 避難生活環境を確 実に確保し、関連 死を最大限防ぐ	2-1	交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資供給の長期停止
			2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
			2-3	消防・医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等 による医療機能及び救助・救急活動の麻痺または大幅な低下
			2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
			2-5	観光客等の帰宅困難者への水食料の供給不足
			2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
Ⅲ. 町民の 財産及び公 共施設に係 る被害の最 小化が図ら れること	3	必要不可欠な行政 機能は確保する	3-1	広範囲かつ長期的な停電発生に伴う信号機の停止等による重大交通事故や深 刻な交通渋滞の多発
			3-2	交通網やライフラインの寸断・途絶等や職員の被災による行政機関の長期に わたる機能不全
			3-3	災害対策拠点である役場施設及び消防署の倒壊等による行政機能の大幅な低 下や停止
Ⅳ. 本町の 迅速な復旧 復興を可能 にすること	4	情報通信サービ ス、電力等ライフ ライン・燃料供給 施設・交通ネット ワーク等の被害を 最小限に留めると ともに早期に復旧 させる	4-1	テレビ・ラジオ放送の中断やインターネット・SNSの障害等によって、災害 時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達 ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
			4-2	電力供給やガソリン、灯油、ガスなど燃料供給施設等の長期機能停止
			4-3	上水道の供給停止及び下水処理施設の機能停止
			4-4	地域交通ネットワークが分断する事態
Ⅳ. 本町の 迅速な復旧 復興を可能 にすること	5	経済活動を機能不 全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業等の生産力低下、経営の悪化や倒産
			5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
			5-3	基幹的交通ネットワークの機能停止又は町外との交通の遮断
			5-4	食料等の安定供給の停滞
			5-5	沿線、沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
			5-6	ため池、防災施設（本庁舎）の損壊・機能不全による二次災害の発生
			5-7	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
Ⅳ. 本町の 迅速な復旧 復興を可能 にすること	6	地域社会・経済が 迅速に再建・復興 できる条件を整備 する	6-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事 態
			6-2	復旧・復興を担う人材等（自主防災組織、専門家、コーディネーター、ボラ ンティア、NPO、企業、土木等労働者）の不足、地域コミュニティの崩壊等 により復旧・復興が大幅に遅れる
			6-3	事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

4 脆弱性評価の結果

(1) 脆弱性評価の実施手順

29項目の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、それを回避するための現行施策を抽出し、現行施策で対応が十分かどうか、脆弱性の分析・評価を実施した。その上で、分野ごとの取り組み状況が明確になるよう施策分野ごとに整理した。

(2) 脆弱性評価の結果

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価の結果は、別紙1のとおりである。また施策分野ごとの脆弱性評価の結果は、別紙2のとおりである。

なお、この評価結果の項目ごとに、施策の重要性について次の3段階の指標で表す。「現行施策の大規模改修または新規施策が必要なもの」を「A」、「現行施策に改良などを加え、さらに推進する必要があるもの」を「B」、「現行施策を維持するもの」を「C」とする。

また、施策の実施については、今後、限られた財源等の中で、より効果的、効率的に強靱化を推進していくために、施策の重点化を図りつつ、ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせなど様々な工夫が求められる。

5 施策分野

脆弱性評価は、基本法において国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされているため、国土強靱化基本計画等を参考に、個別施策分野を7分野、横断的施策分野を3分野、複合的施策分野とした。

(1) 個別施策分野

- ① 行政機能・消防
- ② 住宅・市街地
- ③ 保健医療・福祉
- ④ エネルギー
- ⑤ 情報通信
- ⑥ 交通・物流
- ⑦ 土地保全

(2) 横断的施策分野

- ① 老朽化対策
- ② リスクコミュニケーション
- ③ 地域振興

(3) 複合的施策分野

第4章 佐用町国土強靱化の推進方針

第3章における脆弱性評価の結果を踏まえ、今後、本町の強靱化に向け取り組むべき、起きてはならない最悪の事態ごと、施策分野ごとの推進方針を次のとおりとする。

総：総務課 情：情報政策課 企：企画防災課 税：税務課 住：住民課 健：健康福祉課 高：高年介護課
 農：農林振興課 商：商工観光課 建：建設課 上下：上下水道課 支：支所 教：教育課
 生：生涯学習課

1 起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針

1. あらゆる自然災害に対し、人命の保護が最大限図られる	
1-1	大規模地震における多数の死傷者の発生
	○防災体制の強化（企） ・ 防災組織体制の整備 ・ 地震発生時等の業務継続体制の確立 ・ 防災マニュアルの整備 ・ 防災関係機関との連携 ・ 民間企業等との協定締結の推進と連携強化 ○緊急地震速報の伝達（情・企） ・ 情報伝達機器の点検 ○地域防災力・減災力の向上（企） ・ シェイクアウト訓練の実施と啓発 ・ 自主防災組織への支援 ・ 消防団員の確保とスキルの向上 ・ 防災教育の推進 ○災害時避難行動要支援者対策の強化（健・高・企） ・ 要支援者情報の収集と共有 ・ 個別避難計画の情報共有と避難訓練の実施 ○避難所運営体制の整備（教・企） ・ 指定避難所等の整備と運営 ○建築物等の耐震対策の推進（建） ・ 耐震改修促進計画の推進 ○空き家・危険空き家の対策（商） ・ 空き家対策施策の推進（空き家再生等推進事業） ○インフラ等の整備と耐震化・長寿命化の推進 ・ 幹線道路網の整備（建） ・ 電柱類の倒壊や電線・ケーブル等断線防止（情・企） ・ 公営住宅長寿命化計画により、施設の長寿命化を推進（商） ・ 橋の長寿命化修繕計画により、町道橋梁の長寿命化を推進（建） ○災害時応急対策の推進 ・ 災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供に係る協力体制の推進（商） ・ 災害時における給水協力関係の強化（上下） ○被害情報の収集体制の確立

		・防災無線機、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立（情・企） ・消防団等による被害情報の収集体制の確立（企）
1-2	不特定多数が集まる施設の浸水や倒壊等による多数の死傷者の発生	
		○公共施設の耐震化の推進 ・公共施設の防災機能強化と適正な管理（総） ○インフラ等の整備と耐震化・長寿命化の推進 ・公園等施設（天文台・笹ヶ丘・三方里山）の整備及び長寿命化の推進（教・商・三） ・グラウンド、スポーツ公園等の防災活動拠点機能の強化（生） ・公営住宅長寿命化計画により、施設の長寿命化を推進（商） ○建築物等の耐震対策の推進 ・保育園等園舎や小中学校校舎の適正な維持（健・教） ○障がい者との情報共有と支援体制の構築（健） ○保育園・幼稚園、小中学校における防災対策の推進（健・教） ○文化施設等における防災対策の推進（生・支）
1-3	豪雨等による広域かつ長期的な市街地等への浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全	
		○防災体制の強化 ・避難情報発令の判断基準の運用と改訂（企） ・災害連携協定による協力体制の推進（企・建・上下） ○被害情報の収集体制の確立 ・災害モニター制の維持（企） ○河川水位等情報の伝達体制の確立（情・企） ○自動車移動者への情報伝達と誘導（建） ○河川の安全流下対策（建） ・河川改修の実施 ○浸水被害を軽減するための流域対策の推進 ・雨水貯留浸透施設やため池改修（農・教・企） ・内水氾濫を防止する排水施設の整備（上下・建） ○空き家・危険空き家の対策（商） ○インフラ整備の推進 ・幹線道路網の整備（建） ・電柱類の倒壊や電線・ケーブル等断線防止（情・企） ○地域防災力・減災力の向上（企） ・ハザードマップ情報の提供 ・自主防災組織への支援 ・消防団員の確保とスキルの向上 ○防災教育の推進（教・企） ○災害時避難行動要支援者対策の強化（健・高・企） ○要配慮者施設の避難確保計画策定の推進（健・高・企）

	○避難所運営体制の整備（教・企） ○水防対策の推進 ・水防訓練の実施（企・上下・建） ・水防用資材の備蓄（企・建）
1-4	豪雪等による道路の寸断及び森林の倒木による孤立
	○雪害情報の収集体制の確立（建） ・道路管理者によるパトロール及び自治会等からの被害情報の収集体制の確立 ○雪害時応急対策の推進（建） ・雪害時における応急対策業務の協力体制の推進 ○雪害時孤立対策の推進 ・雪害倒木による孤立対応（企・建・農） ・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立（情・企） ○道路除雪計画の策定等（建）
1-5	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生のみならず、建物の損壊、農地及び森林の消失・荒廃等
	○防災体制の強化（企） ○被害情報の収集体制の確立（情・企） ○土砂災害危険度情報の伝達体制の確立（情・企） ○土砂災害対策の推進 ・治山事業による土砂災害対策の推進（農） ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（建） ・農地及び森林の管理体制の確立（農） ・住宅への土砂災害の対策（建） ○森林の公益的機能の増進（農） ○地域防災力・減災力の向上（企） ○災害時避難行動要支援者対策の強化（健・高・企） ○要配慮者施設の避難確保計画策定の推進（健・高・企） ○指定緊急避難場所の整備（企・建）
1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
	○被害情報の収集体制の確立（情・企） ・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立 ○通信機能の強化 ・防災行政無線等による情報伝達機能の強化（情・企） ・機器の通信不能の場合の公用車等における広報（情・企） ・さよう安全安心ネット等への登録推進（企） ○聴覚障がい者への情報伝達体制の整備（健・情・企） ○災害時避難行動要支援者対策の強化（健・高・企） ○要配慮者施設の避難確保計画策定の推進（健・高・企） ○情報発信体制の強化

		・様々な事態を想定した図上訓練等の実施（企・全課） ・各種情報機器操作の習熟度の向上（情・企）
2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保し、関連死を最大限防ぐ		
	2-1	交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資供給の長期停止
		○緊急輸送道路ネットワークの整備（建） ○避難路となる幹線道路等の整備 ・代替輸送路及び集落の孤立化防止のための町道網整備（建） ・基幹農道の整備（農） ・避難路となる幹線道路、生活幹線道路の整備推進（建） ○土砂災害対策の推進 ・治山事業による土砂災害対策の推進（農） ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（建） ○浸水被害を軽減するための流域対策の推進 ・雨水貯留浸透施設やため池改修（農・教・企） ・内水氾濫を防止する排水施設の整備（上下・建） ○インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進 ・水道の石綿セメント管及び老朽管の布設替え、基幹的水道施設の耐震化の推進（上下） ・下水道施設等の長寿命化の推進（上下） ・下水道施設等の耐震化の推進（上下） ・橋の長寿命化修繕計画により、町道橋梁の長寿命化を推進（建） ○被害情報の収集体制の確立（情・企） ・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立 ○被災者等への情報伝達体制の確立（情・企） ○地域防災拠点における備蓄の実施 ・災害備蓄品の確保（企） ・非常用発電機の燃料の備蓄（総・支・企） ○消防防災施設の維持・整備（上下・企） ・耐震性貯水槽の維持・整備 ○社会福祉施設の防災資機材整備（健・高・企） ・社会福祉施設における防災資機材の整備推進 ○災害時医薬品確保体制の整備（健） ○緊急物資や燃料の確保・受入れ ・緊急物資の確保と受入体制の構築（教・企） ・災害時の燃料確保の推進（総・企） ○災害時応急対策の推進 ・災害連携協定による協力体制の推進（企） ・道路等被害調査の実施及び危険個所の応急工事の対策（建）

		・災害時における給水協力関係の強化（上下）
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	
		○被害情報の収集体制の確立（情・企） ・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立 ○一時避難所の開設（企） ○緊急物資や燃料の確保・受入れ ・緊急物資の確保と受入体制の構築（教・企） ・災害時の燃料確保の推進（総・企） ○防災ヘリポートの確保（企） ○避難路となる幹線道路等の整備 ・代替輸送路及び集落の孤立化防止のための町道網整備（建） ・基幹農道の整備（農） ・避難路となる幹線道路、生活幹線道路の整備推進（建） ○インフラ等の整備と耐震化・長寿命化の推進（建） ○道路除雪計画の策定等（建） ○土砂災害対策の推進 ・治山事業による土砂災害対策の推進（農） ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（建） ○森林の公益的機能の増進（農） ○浸水被害を軽減するための流域対策の推進 ・雨水貯留浸透施設やため池改修（農・教・企） ・内水氾濫を防止する排水施設の整備（上下・建）
2-3	消防・医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能及び救助・救急活動の麻痺または大幅な低下	
		○防災体制の強化（企） ・救急・救助体制の強化 ○福祉避難所等の運営体制の充実等（健・高） ・福祉避難所運営マニュアルの策定 ○インフラ等の整備と耐震化・長寿命化の推進 ・グラウンド、スポーツ公園等の防災活動拠点機能の強化（生） ・橋の長寿命化修繕計画により、町道橋梁の長寿命化を推進（建） ○災害時の医療救護・搬送体制等の整備（健） ・救急医療活動マニュアルの策定 ・ドクターヘリポートの確保（企） ○被害情報の収集体制の確立（情・企） ・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立 ○避難路となる幹線道路等の整備 ・代替輸送路及び集落の孤立化防止のための町道網整備（建） ・基幹農道の整備（農）

	・避難路となる幹線道路、生活幹線道路の整備推進（建） ○道路除雪計画の策定等（建） ○土砂災害対策の推進 ・治山事業による土砂災害対策の推進（農） ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（建） ○森林の公益的機能の増進（農） ○浸水被害を軽減するための流域対策の推進 ・雨水貯留浸透施設やため池改修（農・教・企） ・内水氾濫を防止する排水施設の整備（上下・建）
2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	
	○燃料供給ルートの確保（建・企） ○地域防災拠点における備蓄の実施（企） ・非常用発電機の燃料の備蓄 ○緊急物資や燃料の確保・受け入れ（情・企） ・災害時における燃料確保の推進 ○防災拠点施設への再生可能エネルギー等の導入検討（企） ○被害情報の収集体制の確立（情・企） ・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立
2-5 観光客等の帰宅困難者の発生	
	○自動車移動者への情報伝達と誘導（建） ○被害情報の収集体制の確立（情・企） ・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立 ○被災者等への情報伝達体制の確立（情） ○地域防災拠点における備蓄の実施（企） ・災害備蓄品の確保 ○緊急物資や燃料の確保・受け入れ（企・教） ○帰宅困難者の安全な帰宅支援（企）
2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生と心理状態の悪化	
	○災害時保健医療体制の整備（健） ・災害時における保健活動マニュアルの運用 ○災害時防疫体制の構築（健・住） ○被害情報の収集体制の確立（情・企） ・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立
3. 必要不可欠な行政機能は確保する	
3-1 広範囲かつ長期的な停電発生に伴う信号機の停止等による重大交通事故や深刻な交通渋滞の多発	
	○警察及び消防団による警備（企） ○交通規制及び交通安全対策の実施（建） ・交通安全施設等の整備及び推進

3-2 交通網やライフラインの寸断・途絶等や職員の被災による行政機関の長期にわたる機能不全	
	○防災体制の強化 ・災害時における連絡体制の強化（企） ・勤務所属に登庁できない職員の参集場所及び業務の明確化（総） ・非常参集体制の確立（企） ・防災マニュアルの整備（企）
3-3 災害対策拠点である役場施設及び消防署の倒壊等による行政機能の大幅な低下や停止	
	○庁舎の災害対応力の強化 ・公共施設の防災機能強化と適正な管理（総・高・支） ・自家用発電機の整備（企・総） ・耐震性貯水槽の維持・整備（上下・企） ・情報システムの緊急時復旧対応（情） ○防災体制の強化（企） ・現地災害対策本部の設置体制の確立 ・災害対策本部の予備施設の指定 ・地震発生時等の業務継続体制の確立 ○防災拠点施設における再生可能エネルギー等の導入検討（企）
4. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留め、早期に復旧する	
4-1 テレビ・ラジオ放送の中断やインターネット、SNSの障害等によって災害時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助、支援が遅れる事態	
	○被害情報の収集体制の確立（情・企） ・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立 ○防災拠点施設における非常発電機等の導入の推進 ・情報機器・代替通信機の確保（情） ・非常発電機の点検及び確保（総・企） ○通信機能の強化（情） ・防災行政無線等による情報伝達機能の強化 ○被害情報の収集体制の確立（情・企） ・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立
4-2 電力供給やガソリン、灯油、ガスなど燃料供給施設等の長期機能の停止	
	○電力会社との連携（企） ○防災拠点施設における非常発電機等の導入の推進 ・避難所等の電源確保体制の整備（企） ・災害時の燃料確保の推進（総・企）
4-3 上水道の供給停止及び下水処理施設の機能停止	
	○災害時応急対策の推進（上下）

	・上下水道施設における応急対策の推進 ・災害時における給水協力関係の強化 ○インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進（上下） ・下水道施設等の長寿命化の推進 ・下水道施設等の耐震化の推進
4-4 地域交通ネットワークが分断する事態	
	○災害時応急対策の推進 ・災害連携協定による協力体制の推進（企） ・道路の点検、啓開マニュアルの運用及び訓練の実施（建） ○避難路となる幹線道路等の整備 ・代替輸送路及び集落の孤立化防止のための町道網整備（建） ・基幹農道の整備（農） ・避難路となる幹線道路、生活幹線道路の整備推進（建） ○インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進（建） ・橋の長寿命化修繕計画により、町道橋梁の長寿命化を推進 ○鉄道災害・道路災害応急対策の推進（企・建） ・事故時における情報収集及び連絡体制の整備 ○道路除雪計画の策定等（建）
○浸水被害を軽減するための流域対策の推進	
	・雨水貯留浸透施設やため池改修（農・教・企） ・内水氾濫を防止する排水施設の整備（上下・建）
5. 経済活動を機能不全に陥らせない	
5-1 サプライチェーンの寸断等による企業等の生産力低下、経営の悪化や倒産	
	○避難路となる幹線道路等の整備（建） ・避難路となる幹線道路、生活幹線道路の整備推進 ・交通対策（通行止め、通行規制など）の実施
5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	
	○燃料供給ルートの確保（建・企）
5-3 基幹的交通ネットワークの機能停止又は町外との交通の遮断	
	○緊急物資及び燃料の確保 ・避難路となる幹線道路、生活幹線道路の整備推進（建） ・災害時の燃料確保の推進（総・企） ○避難路となる幹線道路等の整備（建） ・代替輸送路及び集落の孤立化防止のための町道網整備 ・交通対策（通行止め、通行規制など）の実施 ○インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進（建） ・橋の長寿命化修繕計画により、町道橋梁の長寿命化を推進 ○道路除雪計画の策定等（建）
	○土砂災害対策の推進

		・ 治山事業による土砂災害対策の推進（農） ・ 土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（建） ○ 浸水被害を軽減するための流域対策の推進 ・ 雨水貯留浸透施設やため池改修（農・教・企） ・ 内水氾濫を防止する排水施設の整備（上下・建）
	5-4	食料等の安定供給の停滞
		○ 地域防災力の強化（企） ・ 災害備蓄品の確保 ○ 緊急物資や燃料の確保 ・ 緊急物資の確保と受入体制の構築（教・企）
	5-5	沿線、沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		○ 被災建物等の危険度判定の実施（建・税） ・ 被災建築物応急危険度判定及び被災住宅危険度判定の実施 ○ 被害情報の収集体制の確立（情・企） ・ 防災無線、孤立対策電話等による被害情報の収集体制の確立
	5-6	ため池、防災施設の損壊・機能不全による二次災害の発生
		○ 農業用ため池の管理と保全（農） ・ ため池の適正な維持管理の推進 ○ 消防施設の適正な維持管理（企）
	5-7	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		○ 森林の公益的機能の増進（農） ○ 鳥獣害対策の推進（農） ○ 土砂災害対策の推進 ・ 治山事業による土砂災害対策の推進（農） ○ 農村資源の保全管理活動の推進（農） ・ 農用地の保全対策 ・ 営農組織の充実と担い手づくり
6. 地域社会・経済が迅速に再建・復興できる条件を整備する		
	6-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		○ 災害廃棄物処理基本計画の策定（住） ・ 災害発生時の「実施計画」への移行、廃棄物処理体制の整備 ・ 災害連携協定による協力体制の推進 ○ 下水道施設管理体制の整備（上下） ・ 下水道施設の管理 ・ 合併浄化槽の管理 ・ 災害連携協定による協力体制の推進
	6-2	復旧・復興を担う人材等（自主防災組織、専門家、土木等労働者、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業）の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興

	が大幅に遅れる
	○受援計画及び防災マニュアルの見直し（企・全課） ○家屋被害認定士の育成（税） ○協定締結の推進及び連携強化（企・全課） ・災害連携協定による協力体制の強化 ○災害ボランティアの確保 ・ボランティアコーディネーターの養成及び推進（健） ・災害関連NPO、ボランティア団体等との連携及び協働の推進（健） ○地域防災力の強化 ・自主防災組織への支援（企） ・自主防災組織、人材の育成及び意識啓発（企） ・避難所運営マニュアル等の作成推進（教） ・救急・救助体制の強化（企） ○福祉避難所等の運営体制の充実等（健・高） ・要支援者に配慮した避難所運営の推進
6-3	事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	○地籍調査の実施（建）

2 施策分野ごとの推進方針

1. 個別施策分野

① 行政機能・消防

- 公共施設の災害対応力の強化
 - ・公共施設の防災機能強化と適正な管理（総）
 - ・自家用発電機の整備（企・総）
 - ・耐震性貯水槽の維持・整備（上下・企）
- 防災体制の強化
 - ・防災組織体制の整備（企）
 - ・地震発生時等の業務継続体制の確立（企）
 - ・避難情報判断基準の運用と改訂（企）
 - ・防災マニュアルの整備（企・全課）
 - ・避難所運営マニュアル等の作成推進（教）
 - ・災害時における連絡体制の強化（企）
 - ・防災関係機関との連携（企・全課）
 - ・災害連携協定による協力体制の推進（企）
 - ・民間企業との協定締結の推進と連携強化（企）
 - ・様々な事態を想定した図上訓練等の実施（企・全課）
 - ・勤務所属に登庁できない職員の参集場所及び業務の明確化（総）
 - ・非常参集体制の確立（企）
 - ・現地災害対策本部の設置体制の確立・職員派遣体制の確立（企）
 - ・災害対策本部の予備施設の指定（企）
 - ・救急・救助体制の強化（企）
- 被害情報の収集体制の確立（企）
 - ・消防団等による被害情報の収集体制の確立
 - ・災害モニター制の維持
- 自動車移動者への情報伝達と誘導（建）
- 被災者等への情報伝達体制の確立（情・企）
- 避難所運営体制の整備
 - ・指定避難所等の整備と運営（教・企）
- 指定緊急避難場所の整備（企・建）
- 防災ヘリポートの確保及び整備（企）
- 地域防災力・減災力の向上
 - ・自主防災組織への支援（企）
 - ・ハザードマップ情報の提供（企）
 - ・消防団員の確保とスキルの向上（企）
- 地域防災拠点における備蓄の実施
 - ・災害備蓄品の確保（企）
- 情報発信体制の強化

	・各種情報機器操作の習熟度の向上（情・企） ・機器の通信不能の場合の公用車等における広報（情・企） ○防災拠点施設における非常発電機等の導入の推進（総・企） ○雪害情報の収集体制の確立（建） ○雪害時応急対策の推進（建） ・雪害時における応急対策業務の協力体制の推進 ○雪害時孤立対策の推進（企・建・農） ・雪害倒木による孤立対応 ○鉄道災害・高速道路災害応急対策の推進（企・建） ・事故時における情報収集及び連絡体制の整備 ○受援計画及び防災マニュアルの見直し（企・全課） ○家屋被害認定士の育成（税） ○災害連携協定による協力体制の推進（企・全課） ○災害ボランティアの確保（健） ・ボランティアコーディネーターの養成及び推進 ・災害関連NPO、ボランティア団体等との連携及び協働の推進
--	--

② 住宅・都市

	○消防防災施設整備の推進（上下・企） ・耐震性貯水槽の維持・整備 ○消防施設の適正な維持管理（企） ○土砂災害対策の推進（建） ・住宅への土砂災害の対策 ○災害時応急対策の推進 ・上下水道施設における応急対策の推進（上下） ・災害時における給水協力関係の強化（上下） ・災害連携協定による協力体制の推進（企・建・上下） ・災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力体制の推進（商） ・道路等被害調査の実施及び危険個所の応急工事の対策（建） ○下水道施設管理体制の整備 ・下水道施設の管理（上下） ・合併浄化槽の管理（上下） ・災害連携協定による協力体制の推進（上下） ○浸水被害を軽減するための流域対策の推進 ・雨水貯留浸透施設やため池改修（企・農・教） ・内水氾濫を防止する排水施設の整備（上下・建） ○インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進 ・公営住宅長寿命化計画により、施設の長寿命化を推進（商） ・橋の長寿命化修繕計画により、町道橋梁の長寿命化を推進（建） ・水道の石綿セメント管及び老朽管の敷設替え及び基幹的水道施設の耐震化の推進（上下） ・下水道施設等の長寿命化の推進（上下）
--	--

	・下水道施設等の耐震化の推進（上下） ○道路除雪計画の策定等（建） ○文化施設等における防災対策の推進（生・支） ○保育園・幼稚園、小中学校の防災対策の推進（教・健） ○インフラ等の整備と耐震化・長寿命化の推進 ・幹線道路網の整備（建） ・電柱類の倒壊や電線・ケーブル等断線防止（総・企） ○地籍調査の実施（建） ○建築物等の耐震対策の推進 ・耐震改修促進計画の推進（建） ・ブロック塀の点検及び改修（建） ・保育園等の園舎や小中学校校舎等の適正な維持 ○空き家・危険空き家の対策（企） ・空き家対策施策の推進 ○被災建物等の危険度判定の実施（建・税） ・被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施
--	---

③ 保健・福祉・医療

	○災害時避難行動要支援者対策の強化 ・要支援者情報の共有（健・高・企） ・個別避難計画の情報共有と避難訓練の実施（健・高・企） ○要配慮者利用施設の避難確保計画策定の推進（企・健・高） ○福祉避難所運営マニュアルの策定（健・高） ○聴覚障がい者への情報伝達体制の整備（健・総・企） ○障がい者の情報共有と支援体制の構築（健） ○社会福祉施設の防災資機材整備（健・高・企） ・社会福祉施設における防災資機材の整備推進 ○災害時の医療救護・搬送体制等の整備（健） ・救急医療活動マニュアルの実施体制 ・ドクターヘリポートの確保（企） ○災害時医薬品確保体制の整備（健） ○災害時保健医療体制の整備 ・災害時における保健活動マニュアルの運用（健） ○災害時防疫体制の構築（健・住）
--	--

④ エネルギー

	○電力会社との連携（企） ○地域防災拠点における備蓄の実施 ・非常用発電機の燃料の備蓄（総・支・企） ○燃料供給ルートの確保（建・企） ○緊急物資や燃料の確保・受け入れ ・災害時における燃料確保の推進（総・企）
--	--

	○防災拠点施設への再生可能エネルギー等の導入検討（企）
⑤ 情報通信	
	○庁舎の災害対応力の強化（情） ・情報システムの緊急時運用体制の確立 ○緊急地震速報の伝達（情・企） ・情報伝達機器の点検・維持 ○被害情報の収集体制の確立 ・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立（情・企） ○通信機能の強化 ・防災行政無線等による情報伝達機能の強化（情・企） ・機器の通信不能の場合の公用車等における広報（情・企） ・さよう安全安心ネット等への登録推進（企） ○河川水位等情報の伝達体制の確立（情・企） ○土砂災害危険度情報の伝達体制の確立（情・企） ○防災拠点施設における非常発電機等の導入の推進 ・情報機器・代替通信機の確保（情） ・避難所等の電源確保体制の整備（企）
⑥ 交通・物流	
	○緊急輸送道路ネットワークの整備（建） ○緊急物資や燃料の確保 ・緊急物資の確保と受入体制の構築（教・企） ・災害時の燃料確保の推進（参照：④エネルギー）（総・企） ○災害時応急対策の推進（参照：②住宅・市街地） ○避難路となる幹線道路等の整備 ・幹線道路網の整備（参照：②住宅・市街地）（建） ・避難路となる幹線道路、生活幹線道路の整備推進（建） ・電柱類の倒壊や電線・ケーブル等断線防止（参照：②住宅・市街地）（総・企） ・代替輸送路及び集落の孤立化防止のための町道網整備（建） ・基幹農道の整備（農） ○インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進 ・橋の長寿命化修繕計画により、町道橋梁の長寿命化を推進（参照：②住宅・市街地）（建） ○道路除雪計画の策定等（参照：②住宅・市街地）（建） ○交通規制及び交通安全対策の実施 ・交通安全施設等の整備及び推進（建） ○燃料供給ルートの確保（参照：④エネルギー）（建・企） ○帰宅困難者の安全な帰宅支援（企） ○警察及び消防団による警備（企） ○避難路となる幹線道路等の整備

- ・交通対策(通行止め、通行規制など)の実施(建)

⑦ 土地保全

- 河川の安全流下対策(建)
 - ・河川改修の実施
- 森林の公益的機能の増進(農)
- 災害廃棄物処理基本計画の策定(住)
 - ・災害発生時の「実施計画」への移行、廃棄物処理体制の整備
 - ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進
- 土砂災害対策の推進
 - ・治山事業による土砂災害対策の推進(農)
 - ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進(建)
 - ・農地及び森林の管理体制の確立(農)
- 水防対策の推進
 - ・ハザードマップ情報の提供(参照:①行政機能・消防)(企)
 - ・水防訓練の実施(企・建・上下)
 - ・水防用資材の備蓄(企・建)
- 避難路となる幹線道路等の整備(参照:⑥交通・物流)(建・農)
- 農村資源の保全管理活動の推進(農)
 - ・農用地の保全対策
 - ・営農組織の充実と担い手づくり
- 農業用ため池の管理と保全(農)
 - ・ため池管理者の把握と点検の実施
- 鳥獣害対策の推進(農)

2. 横断的施策分野

① 老朽化対策

	○インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進 ・公営住宅長寿命化計画により、施設の長寿命化を推進（商） ・橋の長寿命修繕化計画により、町道橋梁の長寿命化を推進（建） ・公園等施設の耐震化及び長寿命化の推進（教・商・三） ・グラウンド、スポーツ公園等の防災活動拠点機能の強化（生） ・水道の石綿セメント管及び老朽管の布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の推進（上下） ・下水道施設等の長寿命化の推進（上下）
--	---

② リスクコミュニケーション

	○地域防災力の強化 ・防災教育の推進（教・企） ・自主防災組織の充実強化及び維持（企） ・自主防災組織、人材の育成及び意識啓発（企） ・避難所運営マニュアル等の作成推進（教） ・救急・救助体制の強化（企） ○一時避難所の開設（企） ○福祉避難所等の運営体制の充実等 ・要支援者に配慮した避難所運営の推進（健・高） ・個別避難計画の情報共有と避難訓練の実施（健・高） ○災害ボランティアの確保 ・ボランティアコーディネーターの養成（健） ・災害関連NPQ、ボランティア団体等との連携及び協働の推進（健）
--	---

③ 地域振興

	○地域防災力の強化 ・シェイクアウト訓練の実施と啓発（企） ・自主防災組織への支援（企） ・自主防災組織、人材の育成及び意識啓発（企） ・ハザードマップ情報の提供（企）
--	---

3. 複合的施策分野

大規模な自然災害等の同時発生などによる事態を想定し、全ての施策分野において、複合的に事業を推進していくものとする。

第5章 施策の重点化

1 特に回避すべき「起きてはならない最悪の事態」の選定

限られた能力、財源で町土の強靱化を進めるためには、施策の優先度の高いものについて重点化しながら進める必要がある。

このため、6つの「事前に備えるべき目標」に係る29項目の「起きてはならない最悪の事態」の中から、人命の保護、どの災害でも起こりうる共通性・広汎性、本町の地域特性等の観点から、特に回避すべき15項目の「最悪の事態」を選定した。

特に回避すべき起きてはならない最悪の事態

事前に備える目標		起きてはならない最悪の事態（15事態）	
1	あらゆる自然災害に対し、人命の保護が最大限図られる	1-1	大規模地震における多数の死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の浸水や倒壊等による多数の死傷者の発生
		1-3	豪雨等による広域かつ長期的な市街地等への浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全
		1-5	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生のみならず、建物の損壊、農地及び森林の消失・荒廃等
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保し、関連死を最大限防ぐ	2-1	交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	消防・医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能及び救助・救急活動の麻痺または大幅な低下
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-2	交通網やライフラインの寸断・途絶等や職員の被災による行政機関の長期にわたる機能不全
		3-3	災害対策拠点である役場施設及び消防署、警察署の倒壊等による行政機能の大幅な低下や停止
4	情報通信サービス、電力等ライフライン・燃料供給施設・交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに早期に復旧させる	4-2	電力供給やガソリン、灯油、ガスなど燃料供給施設等の長期機能停止
		4-3	上水道等の供給停止及び下水道処理施設の機能停止
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-3	基幹的交通ネットワークの機能停止又は町外との交通の遮断
		5-4	食料等の安定供給の停滞

第6章 計画の推進と見直し

1 計画の進捗管理と見直し

本町の強靱化に向けては、本計画に掲げる関連施策を総合的かつ計画的に実施することが必要であり、そのためには、施策の進捗状況等を踏まえた効果的な施策展開が必要である。

このため、本計画の推進に当たっては、計画に掲げる目標を達成するために、各担当部局での事業計画に基づき、進捗を管理しつつ、施策の展開を図っていく。

2 計画の推進期間

本計画においては、本町の内外における社会経済情勢の変化や国、県及び本町を通じた国土強靱化施策の進捗状況などを考慮し、5年間を推進期間とする。

ただし、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて見直しを行うこととする。軽微な計画の変更等については、毎年度の施策推進の中で対応する。

3 他の計画等の見直し

本計画は、町における強靱化計画以外の地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画等の指針となるものであることから、本計画で示された指針に基づき、他の計画等においては必要に応じて所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

(別紙1) 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果

項目名の後の()において、下記指標による方向性を示す

A：現行施策の大規模改修または新規施策が必要なもの

B：現行施策に改良などを加え、さらに推進する必要があるもの

C：現状施策を維持するもの

1 人命の保護が最大限図られる

1-1 大規模地震における多数の死傷者の発生

(現状・課題等)

○防災体制の強化

- ・防災組織体制の整備 (C)

地震発生時に災害応急対策を速やかに行うため、組織体制及び職員配備体制を整備し、的確に判断して迅速に対処することが必要である。(企)

- ・地震発生時等の業務継続体制の確立 (B)

被災により行政機能の低下が懸念されるが、同時に、人命救助や避難者対策、ライフラインの維持などの役割が求められる。このことから、限られた資源を効率的に活用し、業務の継続・早期復旧を実現し、町民の生命・財産・生活を守り、機能を維持・復旧することを目的に業務継続計画を策定している。本計画に基づき、実働できるよう訓練を行うとともに必要に応じ見直しを行う。(企・全課)

- ・防災マニュアルの整備 (C)

災害対応を迅速かつ的確に実施するために、地域防災計画では基本方針等を、個別の防災マニュアルでは具体的な事務の内容・手順を定めている。引き続き、法令改正や、災害対応・訓練の際の課題に基づき、地域防災計画や防災マニュアル等見直しを行う。(企・全課)

- ・防災関係機関との連携 (B)

災害時には、西はりま消防組合をはじめ、警察、県、自衛隊、道路管理者、医師会等と情報共有及び連携を図りながら迅速に対応することが必要である。また平時から連絡を取り合い、非常時に備える。(企・全課)

- ・民間企業との協定締結の推進と連携強化 (B)

災害発生による様々な事態に対応するため、民間企業と協定の締結を推進する。また平時から連絡を取り合い、非常時に備える。(企)

○緊急地震速報の伝達

- ・情報伝達機器の点検 (C)

緊急地震速報は、Jアラート受信機が受けた信号を、防災行政無線やケーブルテレビに伝達して、町内に放送している。このため、専門業者等にも委託し、情報伝達機器の定期点検を実施して、常に正常稼働させる必要がある。(情・企)

○地域防災力・減災力の向上

- ・シェイクアウト訓練の実施と啓発（Ｃ）

地震の発生時に、迅速に身を守る行動をとるためには訓練が重要である。このため、毎年、全国一斉の緊急地震速報試験放送時にシェイクアウト行動の啓発や訓練を行っている。引き続き啓発等を実施していく。（企）

- ・自主防災組織への支援（Ｃ）

今後も引き続き、自主防災組織の強化を目的に、活動補助金（訓練・資機材購入）の交付や、訓練における職員の派遣を行っている。（企）

- ・消防団員の確保とスキルの向上（Ｃ）

地震発生直後、消防や警察が町域すべてに対応できない恐れがある。引き続き、消防団員を確保するとともに、訓練等でスキルの向上を図る。（企）

- ・防災教育の推進（Ｂ）

地域の災害特性や災害の種類に応じた様々な場面を想定し、現状に即した実用性の高い防災学習に取り組むことが重要である。年間指導計画に基づき、各種資料を効果的に活用するとともに、体験活動を重視しながら、ＩＣＴを活用した効果的な学習に取り組む。また、防災担当教員を中心に研修を重ね、学習形態や指導内容を工夫するなど授業力の向上を図る。また、学校以外での防災教育の推進も図る。（教・企）

○災害時避難行動要支援者対策の強化

- ・要支援者情報の収集と共有（Ｃ）

町は災害時避難行動要支援者避難支援プランを策定し、要支援者名簿を作成している。名簿掲載者のうち、本人の同意が得られた方については、その名簿情報を避難支援関係者である自治会に提供し、要支援者の避難支援に関する事前準備と体制づくりを推進する。（健・高・企）

- ・個別避難計画の情報共有と避難訓練の実施（Ｂ）

引き続き、要支援者等の個別避難計画の作成を推進する。また、それらの情報を要支援者、自治会・自主防災組織、指定避難所、対策本部で情報共有し、要支援者の避難について、連携して行えるよう備える。そのため、避難支援関係者と連携し、訓練を実施する必要がある。（健・高・企）

○避難所運営体制の整備

- ・指定緊急避難等の整備と運営（Ｃ）

円滑な避難所運営ができるよう、必要な設備整備に努めている。また、町、学校及び自治会が連携を図りながら、避難所運営にあたる。（教・企）

○建築物等の耐震対策の推進

- ・耐震改修促進計画の推進（Ｂ）

令和4年3月に耐震改修促進計画を改定した。本計画に基づき、耐震診断及び耐震改修等を促進していく。（建）

○空き家・危険空き家の対策

- ・空き家対策施策の推進（空き家再生推進事業）（Ｃ）

高齢化・過疎化が進む中、管理不十分な危険な空き家が増加しており、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、適正な管理をしていただくよう指導している。

倒壊しそうな特定空家については、空き家再生等推進事業及び自主防災組織活動補助金により除却等行い、安全を確保する必要がある。（商）

○インフラ等の整備と耐震化・長寿命化の推進

・幹線道路網の整備（Ｃ）

幹線道路など定期的なメンテナンスは必要不可欠であり、各地区を結ぶ国道、県道に接続する安全かつ便利な町道の整備を進める必要がある。また、道路ネットワークの整備を進めてきたが、一部の地域ではその整備の遅れや生活道路の未改修があるため、道路ネットワークや緊急時対応への対策を行う。（建）

・電柱類の倒壊や電線・ケーブル等断線防止（Ｃ）

災害時の連携協定によって、関西電力と情報共有を図りながら停電の早期復旧と、住民への停電情報などの情報提供ができる体制を構築している。また、ケーブル等断線防止のため、倒木の恐れがある山林を伐採する。（情・企）

・公営住宅長寿命化計画により、施設の長寿命化を推進（Ｃ）

町営住宅の定期点検を実施するとともに、予防保全的な維持管理を実施している。効率的な修繕や改善を実施していくために、修繕の標準周期をもとに、定期点検を充実し、ストックの長寿命化を図ることで、財政負担軽減に努める。（商）

・橋の長寿命化修繕計画により、町道橋梁の長寿命化を推進（Ｃ）

R1～R3年度に実施した定期点検の結果を基に、R3年度策定した橋の長寿命化修繕計画により、町道橋梁の修繕を実施していく。引き続き、定期的に修繕化計画の見直しを行ない、橋の長寿命化を図る。（建）

○災害時応急対策の推進

・災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供に係る協力体制の推進（Ｃ）

民間賃貸住宅借上げ型応急仮設住宅については、県と協力して相談窓口を開設し、住宅の応急修理、空家住宅（公営住宅等）の確保等を行う必要がある。（商）

・災害時における給水協力関係の強化（Ｃ）

「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、円滑な応援活動が実施されるよう相互に調整を図る必要がある。（上下）

○被害情報の収集体制の確立

・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立（Ｃ）

災害時には、防災行政無線機や孤立対策用電話などを活用して被害情報の収集体制の確保を行っている。このため、使用機器の定期点検や自主防災組織の使用訓練を啓発するなどして被害情報の収集体制を構築していく。（情・企）

・消防団等による被害情報の収集体制の確立（Ｃ）

消防団の警戒活動から可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努める。（企）

（重要業績指標）

【企画防災課】町防災リーダー研修会（職員研修兼ねる）、または職員災害対応訓練の年1回以上の実施

【企画防災課】Jアラート稼働の定期点検 月1回以上の実施

【企画防災課】緊急地震速報試験放送及びシェイクアウト訓練の啓発 年2回の実施

【企画防災課】自主防災組織活動補助金（訓練）交付実績 R5 17件 ⇒ R11 45件

【健康福祉課】災害時要支援者個別避難計画作成率 R5 40% ⇒ R11 80%

【企画防災課】消防団員数・消防協力員 R6 722名・351名 ⇒ R11 600名・450名

【建設課】木造住宅耐震診断率 R1 23% ⇒ R7 97%

【建設課】R1～R3年度に実施した定期点検で、判定区分「早期措置段階」となった町道橋梁について、更新・修繕等をすべて実施 R11：実施率100%

【商工観光課】公営住宅長寿命化 R6 35戸 ⇒ R11 40戸

【商工観光課】特定空き家等の除却 R7=5件 R8=5件 R9=5件 R10=5件 R11=5件

1-2 不特定多数が集まる施設の浸水や倒壊等による多数の死傷者の発生

（現状・課題等）

○公共施設の耐震化の推進

- ・公共施設の防災機能強化と適正な管理（C）

公共施設等総合管理計画に基づき、必要な公共施設を大規模改修する等、耐震性等の確保を図るとともに、各施設にある防災設備等を含め、適切な維持管理を行う。（総）

○インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進

- ・公園等施設（天文台・笹ヶ丘・三方里山）の整備及び長寿命化の推進（C）（教・商・三）
- ・グラウンド、スポーツ公園等の防災活動拠点機能の強化（C）

今後、災害時には防災活動拠点としての機能が果たせるように整備計画に基づいた整備を促進していく必要がある。（生）

- ・公営住宅長寿命化計画により、施設の長寿命化を推進（1-1参照）（商）

○建築物等の耐震対策の推進

- ・保育園等園舎や小中学校校舎等の適正な維持（C）

保育園・幼稚園園舎や町立学校校舎は必要な耐震化は完了しており、今後は適正な維持管理に努めていく。（教・健）

○障がい者との情報共有と支援体制の構築（B）

災害時避難行動要支援者名簿に登録されている障がい者と、地域の支援者の連携を推進する。（健）

○保育園・幼稚園、小中学校の防災対策の推進（C）

各施設において、子どもたちが安全に避難できるよう、引き渡し訓練や避難訓練を実施し、防災意識の向上に努めるとともに、不測の事態に対応できるように避難確保計画を作成・改訂する。（健・教）

○文化施設等における防災対策の推進（C）

文化施設等（おりひめ文化ホール、スピカホール、図書館、南光文化センター）での避難誘導訓練等を実施し、職員の意識やスキルの維持・向上に努める。（生・支）
（重要業績指標） 【総務課】町民プール：R7改修、西はりま消防組合佐用消防署：R7改修 【商工観光課】公営住宅長寿命化 耐震化率 100%

1-3 豪雨等による広域かつ長期的な市街地等への浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全

（現状・課題等） ○防災体制の強化（参照：1-1） ・避難情報発令の判断基準の運用と改訂（C） 地域防災計画において、洪水に係る避難勧告等の判断基準を規定している。今後も適正に運用を図るとともに、必要に応じて基準の改定を行う。（企） ・災害連携協定による協力体制の推進（C） 播磨地域や県境等、様々な枠組みとの自治体のほか、様々な企業等との間で、多くの災害応援対策活動の協定を締結してきた。それぞれの関係をさらに強化するため、会議や訓練、電話連絡などを通じて、常日ごろから連携を図り、有事に備える。（企・建・上下） ○被害情報の収集体制の確立（参照：1-1） ・災害モニター制の維持（C） 中小河川の地点の水位情報を収集するために、河川付近に住む住民から情報収集する「災害モニター制」を設けており、今後も維持していく。（企） ○河川水位等情報の伝達体制の確立（C） 町民の避難判断のために、河川カメラや水位計による水位情報を佐用チャンネルにて放送するとともに、水防警報等をさよう安全安心メールで発信している。その他、防災行政無線やLアラート、ホームページにより避難勧告等の避難情報を発信している。今後も、適時的確に発信できるよう、機器の維持を行う（情・企） ○自動車移動者への情報伝達と誘導（B） 自動車移動者への的確に避難情報等を周知するため、道路管理者間で迅速に情報連携する体制を構築している。今後も、情報連携を維持し、自動車移動者への的確に避難情報等の周知を行う。（建） ○河川の安全流下対策 ・河川改修の実施（C） 河川の掘削及び拡幅等の改修工事が平成28年度中に完了した。今後は中小河川の部分改修の必要がある。また、土砂の堆積については、基準を超えた場合は撤去の要望をしていく必要がある。（建） ○浸水被害を軽減するための流域対策の推進 ・雨水貯留浸透施設やため池改修（C）

浸水被害を軽減するため、田んぼダム、校庭、公共施設での貯留浸透、ため池の活用、森林の保全及び整備による、対策をする必要がある。（農・教・企） ・内水氾濫を防止する排水施設の整備（C） 内水対策として、排水樋門(さよう文化情報センター裏)の水門を閉鎖し、市街地への浸水を防止する。また、上月や久崎の排水機場の運転、管理を行い、流木や漂流ごみなどが排水能力を低下させる恐れがあるので、スクリーンの清掃を行う。（上下・建） ○空き家・危険空き家の対策（参照：1-1）（商） ○インフラ整備の推進 ・幹線道路網の整備（参照：1-1）（建） ・電柱類の倒壊や電線・ケーブル等断線防止（参照：1-1）（情・企） ○地域防災力・減災力の向上 ・ハザードマップ情報の提供（C） ハザードマップ情報を紙ベースだけでなく、ホームページ等を通じて随時提供する。（企） ・自主防災組織への支援（参照：1-1）（企） ・消防団員の確保とスキルの向上（参照：1-1）（企） ○防災教育の推進（参照：1-1）（企） ○災害時避難行動要支援者対策の強化（参照：1-1）（健・高・企） ○要配慮者施設の避難確保計画策定の推進（B） 地域防災計画に位置付けられた要配慮者施設の避難確保計画の策定や改訂を推進する。（健・高・企） ○避難所運営体制の整備（参照：1-1）（教・企） ○水防対策の推進 ・水防訓練の実施（C） 水災を防止するため、排水機場及び水門を把握し、適切に操作できるようにマニュアルを作成している。また、定期的に訓練を実施していく必要がある。（上下・建・企） ・水防用資材の備蓄（C） 土のう、スコップ、ブルーシート、照明具等の水防資材を本庁及び各支所の水防倉庫に備蓄している。引き続き、堤防決壊も視野に入れた資材を備蓄していく必要がある。（企・建）
（重要業績指標） 【農林振興課】 ため池の改修 R7～11年度 1件 【企画防災課】 災害モニター R11＝27名

1-4 豪雪等による道路の寸断及び森林の倒木による孤立

（現状・課題等） ○雪害情報の収集体制の確立

- ・道路管理者によるパトロール及び自治会等からの積雪情報及び被害情報の収集体制の確立
豪雪時の道路積雪や被害情報は、引き続き自治会等と連携して対応を図る。

(C) (建)

○雪害時応急対策の推進

- ・雪害時における応急対策業務の協力体制の推進 (C)

雪害時の迅速な被害情報収集や円滑な応急対策業務の確立のため、県土木や西日本道路(株)など道路管理者と連携を図る必要がある。また、除雪体制の確立のため、除雪作業に関する契約を業者と交わしている。(建)

○雪害時孤立対策の推進

- ・雪害倒木による孤立対応 (C)

雪害による森林が倒木し道路を閉鎖し通行が不可能となった場合は、倒木の撤去を早急に実施する必要がある。また、倒木による電線の切断により停電が長時間にわたる場合の早期復旧のために、引き続き、関西電力との連携強化を図る。(企・建・農)

- ・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立(参照：1-1) (情・企)

○道路除雪計画の策定等 (C)

主要幹線道路管理者である県と連携した除雪計画の他、町内の除雪作業が可能な業者の実状を反映した計画を策定する必要がある。(建)

1-5 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生のみならず、建物の損壊、農地及び森林の消失・荒廃等

(現状・課題等)

○防災体制の強化(参照：1-3) (企)

○被害情報の収集体制の確立(参照：1-1) (情・企)

○土砂災害危険度情報の伝達体制の確立 (C)

町民の避難判断のために、地域別土砂災害危険度を佐用チャンネルにて放送している。その他、防災行政無線やLアラート、ホームページで避難情報を発信していく。(情・企)

○土砂災害対策の推進

- ・治山事業による土砂災害対策の推進 (C)

森林所有者、地元住民らと連携して現状の把握に努め、必要な対策を講じる。(農)

- ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進 (C)

県が進める砂防施設整備に対し、必要な箇所の整備を要望していく。(建)

- ・農地及び森林の管理体制の確立 (C)

管理不十分な農用地などの保安全管理の支援をはじめ、農地の多面的機能の保全を推進する。また、森林組合との連携のもと、林内路網の整備や里山整備など、健全な森林育成に努める必要がある。あわせて、管理不足の森林の再生のために新たな林業巣システムを構築するほか、所有者不明森林の解消のための町有林化に努める。(農)

・住宅への土砂災害の対策（Ｃ） 県による土砂災害特別警戒区域が指定され、区域内の施設整備にかかる防災工事や区域外への移転等に対する支援を行い、安全を確保する必要がある。（建） ○森林の公益的機能の増進（Ｃ） 森林の荒廃による水源涵養機能の低下や土砂災害等を未然に防ぐため、国庫補助金と森林環境税を財源とした森林整備（間伐、植栽等）が行われている。今後もこれらの事業を継続し実施していく必要がある。（農） ○地域防災力・減災力の向上（参照1-3） ・ハザードマップ情報の提供（Ｃ） ハザードマップ情報を紙ベースだけでなく、ホームページ等を通じて随時提供する。（企） ○災害時避難行動要支援者対策の強化（参照：1-1）（健・高・企） ○要配慮者施設の避難確保計画策定の推進（参照1-3）（健・高・企） ○指定緊急避難場所の整備（Ｂ） 土砂災害特別警戒区域の指定により、指定緊急避難場所及び指定避難所が結果的にその区域内の立地となった。これらの施設の他に、構造条件として適する建物がないため、引き続き避難所として利用するために、土砂災害対策工事を行う必要がある（企・建）
（重要業績指標） 【農林振興課】 治山施設防災パトロールの実施 R7～R10 各年1回 【農林振興課】 森林整備面積 R1 140ha ⇒ R11 200ha

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

（現状・課題等） ○被害情報の収集体制の確立 ・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立（参照：1-1）（情・企） ○通信機能の強化 ・防災行政無線等による情報伝達機能の強化（Ｂ） 防災情報伝達体制の強化を図るため、防災行政無線や佐用チャンネル、さよう安全安心ネット、Ｌアラート、エリアメール、携帯電話、孤立対策用電話など住民等への伝達手段を確保している。停電や通信機器の破損等の支障が生じた場合に、自家発電装置の運転、通信機器の修理等の措置をとる。（情・企） ・機器の通信不能の場合の公用車等における広報（Ｃ） 機器の通信機能が不能になることを想定して、公用車（広報車）や消防団車両、警察車両等により、避難に関する情報等を広報・伝達する。（情・企） ・さよう安全安心ネット等への登録推進（Ｂ） 情報伝達の多重化のため、登録制メールのさよう安全安心ネット及びスマートフォンアプリひょうご防災ネットにより、情報伝達を行っている。今後も、多媒体登録者数を増や

し、情報伝達者数を確保していく。（企） ○聴覚障がい者への情報伝達体制の整備（B） 聴覚障がい者への情報伝達として、防災行政無線の内容を伝達する文字表示機の配布を行い、さらにFAXにおいて伝達を行っている。今後も、制度について周知を行う必要がある。また、さよう安全安心ネットへの登録推進を行う必要がある。（健・情・企） ○災害時避難行動要支援者対策の強化（参照：1-1）（健・高・企） ○要配慮者施設の避難確保計画策定の推進（参照1-3）（健・高・企） ○情報発信体制の強化 ・様々な事態を想定した図上訓練等の実施（B） 毎年地震や水害を想定した職員訓練を実施している。引き続き、訓練を行い、災害対応業務への習熟が必要である。（企・全課） ・各種情報機器操作の習熟度の向上（B） 緊急時、各種情報機器を確実に操作するためには、平時から担当者だけではなく多くのものが操作に習熟する必要がある。（情・企）
（重要業績指標） 【健康福祉課】災害時要支援者個別避難計画作成率 R5 24% ⇒ R11 75%

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保し、関連死を最大限防ぐ

2-1 交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資供給の長期停止

（現状・課題等） ○緊急輸送道路ネットワークの整備（B） 災害時発生時の緊急輸送道路として、県指定10か所、町指定8か所指定し、緊急時の輸送道路として通れるよう、優先的に整備する。（建） ○避難路となる幹線道路等の整備 ・代替輸送路及び集落の孤立化防止のための町道網整備（B） 管理町道1,812路線、総延長697,904mである。災害時の集落孤立化防止のため、橋梁の定期点検や修繕及び防災対策が必要である。（建） ・基幹農道の整備（C） 緊急時に町道等の代替路線として使用される可能性を考慮した農道施設の維持管理をする必要がある。（農） ・避難路となる幹線道路、生活幹線道路の整備推進（C） 広域的な避難路である国道、県道を中心にした道路網を確保する必要がある。（建） ○土砂災害対策の推進 ・治山事業による土砂災害対策の推進（参照：1-5）（農） ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（参照：1-5）（建） ○浸水被害を軽減するための流域対策の推進

- ・雨水貯留浸透施設やため池改修（参照：1-3）（農・教・企）
- ・内水氾濫を防止する排水施設の整備（参照：1-3）（上下・建）

○インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進

- ・水道の石綿セメント管及び老朽管の布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の推進（C）
石綿セメント管を耐震性のある管路への整備を行い、残りの石綿セメント管については、令和11年度までに整備予定とする。（上下）

- ・下水道施設等の長寿命化の推進（C）

これまで下水処理場の機械・電気設備の整備や幹線管渠の日常点検などにより、随時修繕や消耗部品の取り替えを行う中で、下水道施設の長寿命化を図ってきたが、今後も下水道機能の維持のため、綿密な点検・調査に基づくストックマネジメント計画等に基づき、従前の維持修繕から改築更新まで含めた長寿命化対策を進める。（上下）

- ・下水道施設等の耐震化の推進（C）

災害時における下水道施設の安全性や信頼性の確保や災害時の対応体制の整備を佐用町業務継続計画に基づき図るとともに、下水道施設の耐震化を推進する。（上下）

- ・橋の長寿命化計画により、橋梁の長寿命化を推進（参照：1-1）（建）

○被害情報の収集体制の確立

- ・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立（参照：1-1）（情・企）

○被災者等への情報伝達体制の確立（C）

被災者等へ避難所の開設情報や物資の配布など支援情報を発信するために、防災行政無線、佐用チャンネル、さよう安全安心ネット、Lアラート、ホームページ、エリアメール等を活用することとしている。今後も、適時的確に発信できるよう、機器の維持を行う。（情・企）

○地域防災拠点における備蓄の実施

- ・災害備蓄品の確保（C）

災害時、被災者へ供給すべき毛布・食料等を確保するため、計画的に備蓄物資として購入している。引き続き、必要な物品の備蓄に努めていく。（企）

- ・非常用発電機の燃料の備蓄（C）

本庁舎、支所、避難所等の停電時にも必要な電力が賄えるよう、燃料を備蓄している。今後も、燃料の備蓄量の確認が必要である。（総・支・企）

○消防防災施設の維持・整備

- ・耐震性貯水槽の維持・整備（C）

地域の要望等を踏まえ、町有地等への耐震性貯水槽整備を検討する。（上下・企）

○社会福祉施設の防災資機材整備

- ・社会福祉施設における防災資機材の整備推進（C）

社会福祉施設（高齢者施設・児童福祉施設・障がい者福祉施設）における防災資機材充実に向け啓発を行う。（健・高・企）

○災害時医薬品確保体制の整備（C）

災害時には、避難場所及び救護所における医薬品の把握を行い、緊急に必要とされる医薬品を町内薬局で調達する必要がある、住民に対しては、各家庭での常備薬の備蓄についての啓発を行っていく必要がある。 また、町内で調達できない場合は、県（保健所）、医師会、赤十字社ほか関係団体と連携し、速やかに医薬品の供給ができるように努める。（健） ○緊急物資や燃料の確保・受入れ ・緊急物資の確保と受入体制の構築（Ｃ） 災害発生時の緊急物資の調達は、民間企業との協定にて、一定の確保に努めていく。また調達した物資は、佐用中学校体育館等に、大規模災害での広域的な物資は、西播磨広域防災拠点等に集積する。短期間に多くの物資を処理するため、受入体制の強化を図る必要がある。（健・教・企） ・災害時の燃料確保の推進（Ｃ） 災害発生時の燃料確保のために、兵庫県ＬＰガス協会西播磨支部佐用地区会と、兵庫県石油商業組合と協定を締結し、ガスや器具機材の供給を、また緊急車両等への石油燃料の優先的な供給を受けるための体制を構築している。有事の際に速やかな連携を図れるよう、日ごろの連携体制を強化する。（総・企） ○災害時応急対策の推進 ・災害連携協定による協力体制の推進（参照：1-3）（企・建・上下） ・道路等被害調査の実施及び危険個所の応急工事の対策（Ｃ） 道路等被害調査の実施マニュアルにより自治会からの公共施設被害報告に基づき被害箇所を速やかに点検するとともに、危険個所については応急工事を実施する必要がある。（建） ・災害時における給水協力関係の強化（Ｃ） 平成10年3月16日に締結した「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、円滑な応援活動が実施されるよう相互に調整を図る必要がある。（参照：6-2）（上下）	（重要業績指標） 【健康福祉課】福祉避難所運営マニュアルの策定 R11までに策定 【上下水道課】重要な幹線のうち、耐震性能が確保されている率 100%
---	--

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

（現状・課題等） ○被害情報の収集体制の確立 ・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立（参照：1-1）（情・企） ○一時避難所の開設（Ｃ） 自主防災組織による自主的な避難所の開設・運営を促す必要がある。（企） ○緊急物資や燃料の確保・受け入れ
--

- ・緊急物資の確保と受入体制の構築（参照2-1）（教・企）
- ・災害時における燃料確保の推進（参照2-1）（総・企）

○防災ヘリポートの確保（C）

救出救助や物資搬送のための防災ヘリポートとして町内21か所（うち4か所は、兵庫県ヘリコプター臨時離着陸場）を計画しており、その中で孤立の恐れのある地域周辺、海内地区・上石井地区・東本郷地区の町有地をヘリポートとして活用する。今後も活用できるよう維持していく。（企）

○避難路となる幹線道路等の整備

- ・代替輸送路及び集落の孤立化防止のための町道網整備（参照：2-1）（建）
- ・基幹農道の整備（参照：2-1）（農）
- ・避難路となる幹線道路、生活幹線道路の整備推進（参照：2-1）（建）

○インフラ等の整備と耐震化・長寿命化の推進

- ・幹線道路網の整備（参照：1-1）（建）
- ・電柱類の倒壊や電線・ケーブル等断線防止（参照：1-1）（情・企）
- ・公営住宅長寿命化計画により、施設の長寿命化を推進（参照：1-1）（商）
- ・橋の長寿命化修繕計画により、町道橋梁の長寿命化を推進（参照：1-1）（建）

○道路除雪計画の策定等（参照：1-4）（建）

○土砂災害対策の推進

- ・治山事業による土砂災害対策の推進（参照：1-5）（農）
- ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（参照：1-5）（建）

○森林の公益的機能の増進（参照：1-5）（農）

○浸水被害を軽減するための流域対策の推進

- ・雨水貯留浸透施設やため池改修（参照：1-3）（農・教・企）
- ・内水氾濫を防止する排水施設の整備（参照：1-3）（上下・建）

（重要業績指標）

【建設課】R1～R3年度に実施した定期点検で、判定区分「早期措置段階」となった町道橋梁について、更新・修繕等をすべて実施

2-3 消防・医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能及び救助・救急活動の麻痺または大幅な低下

（現状・課題等）

○防災体制の強化

- ・救急・救助体制の強化（C）

西はりま消防組合佐用消防署と連携し、救助・救急体制の強化を図っている。また特殊車両の更新も計画的に実施し、基盤整備を図る。町消防団は、団員の過度な負担を軽減するなど、団員数の維持・確保を図り、災害時の救助体制等を維持していく。（企）

○福祉避難所等の運営体制の充実等

- ・福祉避難所運営マニュアルの策定（Ｂ）

災害時に、福祉施設と連携できるよう、福祉避難所運営マニュアルを策定し、福祉避難所協定施設と一定の方針を共有する。（健・高）

○インフラ等の整備と耐震化・長寿命化の推進

- ・グラウンド、スポーツ公園等の防災活動拠点機能の強化（参照：1-2）（生）
- ・橋の長寿命化修繕計画により、町道橋梁の長寿命化を推進（参照：1-1）（建）

○災害時の医療救護・搬送体制等の整備

- ・救急医療活動マニュアルの実施体制（Ｃ）

西はりま消防組合は、負傷者等に関する通報を受信した場合、救助活動を行い、医療機関と連携し搬送する。町は、救急医療活動マニュアルを基に、医療機関と連携し、避難所における負傷者等の救急医療活動を行う。また、西はりま消防組合佐用消防署及び医療健康対策部は、主として関係機関の救急医療活動の調整・後方支援を行う必要がある。（健）

- ・ドクターヘリポートの確保（Ｃ）

町内12か所を計画しているドクターヘリポートを維持・確保する。

○被害情報の収集体制の確立

- ・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立（参照：1-1）（情・企）

○避難路となる幹線道路等の整備

- ・代替輸送路及び集落の孤立化防止のための町道網整備（参照：2-1）（建）
- ・基幹農道の整備（参照：2-1）（農）
- ・避難路となる幹線道路、生活幹線道路の整備推進（参照：2-1）（建）

○道路除雪計画の策定等（参照：1-4）（建）

○土砂災害対策の推進

- ・治山事業による土砂災害対策の推進（参照：1-5）（農）
- ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（参照：1-5）（建）

○森林の公益的機能の増進（参照：1-5）（農）

○浸水被害を軽減するための流域対策の推進

- ・雨水貯留浸透施設やため池改修（参照：1-3）（農・教・企）
- ・内水氾濫を防止する排水施設の整備（参照：1-3）（上下・建）

（重要業績指標）

【建設課】R1～R3年度に実施した定期点検で、判定区分「早期措置段階」となった町道橋梁について、更新・修繕等をすべて実施

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

（現状・課題等）

○燃料供給ルートの確保（Ｃ）

災害時に効率的な緊急輸送が行えるよう、広域の県指定緊急輸送道路と役場、指定避難所、ヘリコプター離着地、救護物資集積所等、町の防災拠点とを結ぶ道路を緊急輸送道路

として指定し、整備を図る必要がある。（建・企）

○地域防災拠点における備蓄の実施

- ・非常用発電機の燃料の備蓄（参照：2-1）（情・支・企）

○緊急物資や燃料の確保・受け入れ

- ・災害時における燃料確保の推進（参照：2-1）（総・企）

○防災拠点施設における再生可能エネルギー等の導入検討（B）

停電時に備えて、指定避難所や役場など防災拠点施設に再生可能エネルギーの導入を検討していく。（企）

○被害情報の収集体制の確立

- ・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立（参照：1-1）（情・企）

2-5 観光客等の帰宅困難者の発生

（現状・課題等）

○自動車移動者への情報伝達と誘導（参照：1-3）（建）

○被害情報の収集体制の確立

- ・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立（参照：1-1）（情・企）

○被災者等への情報伝達体制の確立（参照：2-1）（情・企）

○地域防災拠点における備蓄の実施

- ・災害備蓄品の確保（参照：2-1）（教・企）

○緊急物資や燃料の確保・受け入れ（参照：2-1）（企・総）

○帰宅困難者の安全な帰宅支援（B）

災害により鉄道等の利用ができない帰宅困難者について、安全な帰宅を支援する必要がある。代替輸送ができるよう、民間企業との協力関係の構築をする。（企）

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生と心理状態の悪化

（現状・課題等）

○災害時保健医療体制の整備

- ・災害時における保健活動マニュアルの運用（C）

龍野健康福祉事務所管内で行われる災害時保健師活動で毎年情報共有し確認をするほか、職員訓練を通じて、マニュアルを活用し、スキルアップを図る。（健）

○災害時防疫体制の構築（C）

感染症の予防として、平常時より、感染症予防の知識の普及啓発をはかり、住民の協力度体制の確立、職員の認識向上等に励んでいる。また、感染症の蔓延防止策として定期予防接種率向上に努めている。避難所を開設した時は、感染症等の集団発生を防ぐために、避難所の感染対策の徹底を図る必要がある。（健・住）

○被害情報の収集体制の確立

- ・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立（参照：1-1）（情・企）

3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 広範囲かつ長期的な停電発生に伴う信号機の停止等による重大交通事故や深刻な交通渋滞の多発

(現状・課題等)

○警察及び消防団による警備 (C)

警察及び消防団において、災害時や渋滞時の通行止めや誘導を連携とりながら実施し、事故等の発生を抑制するとともに、交通渋滞が起こらないようにする必要がある。(企)

○交通規制及び交通安全対策の実施

・交通安全施設等の整備及び推進 (B)

町道における交通の安全を確保するため、引き続き、カーブミラー、防護柵、通学路のカラー化などを実施していく必要がある。また、災害時には交通規制等誘導看板の設置や警備員を配置する必要がある。(建)

3-2 交通網やライフラインの寸断・途絶等や職員の被災による行政機関の長期にわたる機能不全

(現状・課題等)

○防災体制の強化

・災害時における連絡体制の強化 (C)

災害時の職員・消防団員等への情報伝達方法を確保する。(企)

・勤務所属に登庁できない職員の参集場所及び業務の明確化 (C)

災害等で自分の所属に参集できない場合は、自宅待機又は最寄りの施設に参集した上で、各自の所属に参集先を連絡し、各所属長等の指示を受けるなどの対応を徹底する。(総)

・非常参集体制の確立 (C)

地震時には、震度等で職員配備基準を設け運用している。引き続き、必要な改正を行いながら、非常参集体制を確立していく。(企)

・防災マニュアルの整備 (参照：1-1) (企)

(重要業績指標)

【企画防災課】 地震災害職員配備の維持

3-3 災害対策拠点である役場施設及び消防署の倒壊等による行政機能の大幅な低下や停止

(現状・課題等)

○庁舎の災害対応力の強化

・公共施設の防災機能強化と適正な管理 (C) (参照：1-2) (総)

・自家用発電機の整備 (C)

県石油商業組合と災害時応援協定を締結し、燃料補充体制を整備している。また現本庁舎に非常用自家発電設備がすでに整備されており、非常時(停電時)においても災害対策

活動に最低限必要な機能を確保する。（企・総） ・耐震性貯水槽の維持・整備（Ｃ） 災害対策活動や通常業務継続のため、水道ライフラインの被害を想定し、配水管路と一体的な飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を検討する。 （上下・企） ・情報システムの緊急時復旧対応（Ｂ） 情報システムの緊急時運用については、地震時等に主要情報システムの早期復旧を行うため、「情報システムに関する業務継続計画」を策定する必要がある。（情） ○防災体制の強化 ・現地災害対策本部の設置体制の確立（Ｃ） 地域防災計画にて、災害の状況に応じて、現地災害対策本部を設置することを可能としている。そのような状況になった際には、迅速に対応できるよう、体制を整備する。 （企） ・災害対策本部の予備施設の指定（Ｃ） 役場本庁舎が被災した場合に備え、各支所を町対策本部の予備施設として指定し、これら施設のうち被害を受けていない施設に対策本部の設置を行う。（企） ・地震発生時等の業務継続体制の確立（参照：1-1）（企） ○防災拠点施設における再生可能エネルギー等の導入検討（参照：2-4）（企） （重要業績指標） 【情報政策課】情報システムに関する業務継続計画の策定

4. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留め、早期に復旧する

4-1 テレビ・ラジオ放送の中断やインターネット・SNSの障害等によって、災害時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

（現状・課題等） ○被害情報の収集体制の確立 ・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立（参照：1-1）（情・企） ○防災拠点施設における非常発電機等の導入の推進 ・情報機器・代替通信機の確保（Ｃ） 電話、FAX、フェニックス防災システム等の機能が常に良好な状態であることを確認し、防災関係者間の通信及び住民等への伝達手段を確保する。停電や通信機器に支障が生じた場合は、自家発電装置の運転、通信機器の修理等の措置をとる（情・企） ・非常発電機の点検及び確保（Ｃ） 庁舎においては、自家発電装置の点検を定期的に行い、電源が確保できない場合は、発電機を備え日ごろから点検を行う。（総・企）

○通信機能の強化

- ・防災行政無線等による情報伝達機能の強化（Ｂ）

災害時、携帯電話基地局が被災した場合、携帯電話の通信が途絶える可能性がある。その場合、災害時用移動基地局を活用する。被災エリアの有効な場所に、基地局を設置し、そのエリアで応急的に通信を確保する。（情）

（重要業績指標）

発電機数 消防防災５台 消防団本部３台 上下水道課５台

4-2 電力供給やガソリン、灯油、ガスなど燃料供給施設等の長期機能停止

（現状・課題等）

○電力会社との連携（Ｃ）

災害時の停電は、停電情報を周知する。また、電力供給事業者との応援協定に基づき、防災拠点施設及び避難所、医療施設など早期に電源を確保するとともに、優先復旧施設の相互確認をとる必要がある。また、倒木等による停電の場合は、早急に倒木処理ができるよう連絡体制を整備しておく必要がある。（企）

○防災拠点施設における非常発電機等の導入の推進

- ・避難所等の電源確保体制の整備（Ｃ）

避難所等の電源確保体制として、携行型発電機や投光器を整備している。今後も非常用発電機とその燃料等を確保する。（企）

- ・災害時における燃料確保の推進（参照2-1）（総・企）

4-3 上水道の供給停止及び下水道処理施設の機能停止

（現状・課題等）

○災害時応急対策の推進

- ・上下水道施設における応急対策の推進（Ｃ）

災害時における上下水道施設の応急措置等に係る復旧工事を、町と佐用町上下水道指定業者との間で連携を図り実施している。（上下）

- ・災害時における給水協力関係の強化（Ｃ）

平成10年に日本水道協会兵庫県支部等と「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」を締結した。大規模災害発生時には、複数のルートによる給水応援要請や活動が行われることが考えられることから、円滑な応援活動が実施されるよう、引き続き関係機関との連携・調整を図る。（上下）

○インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進（参照：2-1）

- ・下水道施設等の長寿命化の推進（上下）
- ・下水道施設等の耐震化の推進（上下）

（重要業績指標）

【上下水道課】重要な幹線のうち、耐震性能が確保されている率 100%

4-4 地域交通ネットワークが分断する事態

(現状・課題等) ○災害時応急対策の推進 ・災害連携協定による協力体制の推進（参照：1-3）（企） ・道路の点検、啓開マニュアルの運用及び訓練の実施（建） ○避難路となる幹線道路等の整備（参照：2-1） ・代替輸送路及び集落の孤立化防止のための町道網整備（建） ・基幹農道の整備（参照：2-1）（農） ・避難路となる幹線道路、生活幹線道路の整備推進（建） ○インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進（参照：1-1）（建） ・橋の長寿命化修繕計画により、町道橋梁の長寿命化を推進 ○鉄道災害・道路災害応急対策の推進 ・事故時における情報収集及び連絡体制の整備（C） 災害時の道路情報伝達・対応連絡会を定期的に開催し、道路管理者間で迅速な情報連携が可能な体制を維持する。（C）（建・企） ○道路除雪計画の策定等（参照：2-1）（建） ○浸水被害を軽減するための流域対策の推進（参照：1-3）（上下・建）
(重要業績指標) 【建設課】R1～R3年度に実施した定期点検で、判定区分「早期措置段階」となった町道橋梁について、更新・修繕等をすべて実施

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業等の生産力低下、経営の悪化や倒産

(現状・課題等) ○避難路となる幹線道路等の整備 ・避難路となる幹線道路、生活幹線道路の整備推進（C） 広域的な避難路である国道、県道を中心にした道路網を確保する。（建） ・交通対策（通行止め、通行規制など）の実施（C） 冠水、落石、路肩の崩壊などで通行が困難又はその可能性があるとは判断した場合は、関係機関と調整後、片側通行や迂回路の看板設置などの対策を実施する。必要に応じ職員・消防団などへの出動要請を依頼し、危険箇所への進入防止の徹底を図る。また、道路情報伝達連絡会との情報を共有し、危険な地域への自動車移動者の乗り入れを防止する。 （建）
--

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

(現状・課題等) ○燃料供給ルート確保（参照：2-4）（建・企）
--

5-3 基幹的交通ネットワークの機能停止又は町外との交通の遮断

(現状・課題等)

○緊急物資及び燃料の確保

- ・避難路となる幹線道路、生活幹線道路の整備推進（参照：5-1）（建）
- ・災害時における燃料確保の推進（参照：2-1）（総・企）

○避難路となる幹線道路等の整備

- ・代替輸送路及び集落の孤立化防止のための町道網整備（参照：2-1）（建）
- ・交通対策（通行止め、通行規制など）の実施（参照：5-1）（建）

○インフラ等の整備と耐震化・長寿命化の推進（参照：1-1）（建）

- ・橋の長寿命化修繕計画により、町道橋梁の長寿命化を推進

○道路除雪計画の策定等（参照：2-1）（建）

○土砂災害対策の推進

- ・治山事業による土砂災害対策の推進（参照：1-5）（農）
- ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（参照：1-5）（建）

○浸水被害を軽減するための流域対策の推進

- ・雨水貯留浸透施設やため池改修（参照：1-3）（農・教・企）
- ・内水氾濫を防止する排水施設の整備（参照：1-3）（上下・建）

5-4 食料等の安定供給の停滞

(現状・課題等)

○地域防災力の強化

- ・災害備蓄品の確保（参照：2-1）（企）

○緊急物資や燃料の確保

- ・緊急物資の確保と受入体制の構築（参照2-1）（企・企）

5-5 沿線、沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

(現状・課題等)

○被災建物等の危険度判定の実施

- ・被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施（C）
2次災害の防止・軽減及び被災宅地の円滑な復旧を図るため、被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ的確に実施できる体制を整備する。（建・税）

○被害情報の収集体制の確立

- ・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立（参照：1-1）（情・企）

5-6 ため池、防災施設の損壊・機能不全による二次災害の発生

(現状・課題等)

○農業用ため池の管理と保全

- ・ため池の適正な維持管理の推進（Ｃ）

ため池の所有者や管理者が連携して農業用水の供給機能の確保と、防災、減災対策の推進を図る。（農）

○消防施設の適正な維持管理（Ｃ）

消防団ポンプ庫をはじめ、消火栓や防火水槽などの管理及び点検を実施している。また、地域の要望に応じて、必要な箇所に消火栓や防火水槽等の整備を進める。（企）

5-7 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

（現状・課題等）

○森林の公益的機能の増進（参照：1-5）（農）

○鳥獣害対策の推進（Ｃ）

鳥獣による農作物の被害や、森林の荒廃を防止するため、佐用町鳥獣被害防止計画による被害防止施策を適切に実施するため、佐用町鳥獣被害対策実施隊及び猟友会が連携を図る。（農）

○土砂災害対策の推進

- ・治山事業による土砂災害対策の推進（参照：1-5）（農）

○農村資源の保全管理活動の推進

- ・農用地の保全対策（Ｃ）

耕作放棄地や遊休農地、管理不全な農用地などの保全管理の支援をはじめ、ふるさと環境の保全活動や都市との交流などによる有効活用を図り、農地の多面的機能の保全を推進する。（農）

- ・営農組織の充実と担い手づくり（Ｃ）

集落営農・認定農業者・新規就農者の確保を図るとともに、農地中間管理事業を活用するなど、担い手づくりのための営農体制を推進する必要がある。（農）

（重要業績指標）

【農林振興課】鳥獣の捕獲頭数 R7から毎年4,000頭

【農林振興課】担い手の法人化数 R6 14経営体 →R11 17経営隊

6 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（現状・課題等）

○災害廃棄物処理基本計画の策定

- ・災害発生時の「実施計画」への移行、廃棄物処理体制の整備（Ｂ）

災害が発生し、家屋の倒壊・破損等により発生するガレキ、粗大ごみ、また生活ごみについて、処理施設や収集運搬車両等の状況を踏まえ、「基本計画」に基づき、被災状況に応じた「災害廃棄物処理実施計画」へ直ちに移行し、適正迅速に処理する。（住）

- ・災害連携協定による協力体制の推進（Ｃ）

町単独では災害対応が困難と判断した場合、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき県と調整のうえ、処理にあたる。(住) ○下水道施設管理体制の整備 ・下水道施設の管理 (C) 災害発生後は、速やかに各施設の被害調査並びに点検整備を行い、施設の安全確保と機能回復に必要な措置を行う。(上下) ・合併浄化槽の管理 (C) 浄化槽の破損状況によっては、修繕の手配を浄化槽設置業者か浄化槽維持管理業者に連絡し、速やかに応急作業を行う。(上下) ・災害連携協定による協力体制の推進 (C) 大規模災害の発生により、上記対応が困難な場合は、「災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する応援協定書」に基づき、一般社団法人兵庫県水質保全センターへ応援要請を行う。(上下)
(重要業績指標) 【住民課】 佐用町災害廃棄物処理基本計画の策定⇒令和8年度策定予定 【上下水道課】 合併浄化槽 1,700個

6-2 復旧・復興を担う人材等（自主防災組織、専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、土木等労働者）の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(現状・課題等) ○受援計画及び防災マニュアルの見直し (B) 災害発生時の受援を円滑に進められるよう、受援計画及び防災マニュアルを策定している。実際の災害を想定した訓練等を行い、実効的な計画となるよう繰り返し見直しをする必要がある。(企・全課) ○家屋被害認定士の育成 (C) 毎年、家屋被害認定士を育成するため、職員の家屋被害認定研修受講推進をしている。また、全国各地で起きている災害の被災地に家屋被害認定研修を受講済みの職員を派遣することで、実現場での技術向上を図っている。引き続き、未取得職員の受講を推進することとともに、災害発生時に円滑な受援体制が執れるように体制整備が必要である。(税) ○災害連携協定による協力体制の推進 (C) 災害発生による様々な事態に対応するため、自治会や民間企業等と協定の締結を行い、連携の強化を図っている。引き続き、連携の強化を図る必要がある。(企・全課) (参照：1-3) ○災害ボランティアの確保 ・ボランティアコーディネーターの養成及び推進 (C) ボランティアコーディネーターの養成については、社会福祉協議会と連携する中、強化
--

促進を図っている。今後も、ボランティアセンター等の運営がスムーズにできるよう、コーディネーターの養成に取り組んでいく必要がある。（健）

- ・災害関連NPO、ボランティア団体等との連携及び協働の推進（B）

社会福祉協議会と連携する中、災害関連NPOや、ボランティア団体等と協力し、地域防災力の充実を図る。今後も、関係団体との連携強化に向け、取り組んでいく必要がある。（健）

○地域防災力の強化

- ・自主防災組織への支援（参照：1-1）（企）
- ・自主防災組織、人材の育成及び意識啓発（C）

町主催で自主防災組織リーダー研修会を開催し、自主防災組織や自治会役員、消防団、民生児童委員などの人材育成を行っている。また、防災士の資格をもつ町民の任意組織とも連携を図り、人材育成に努める。（企）

- ・避難所運営マニュアル等の作成推進（C）

避難所ごとに職員を配備し、学校及び自主防災組織と連携をして避難所を運営するようマニュアルを作成し、運用している。（教）

- ・救急・救助体制の強化（参照：2-3）（企）

○福祉避難所等の運営体制の充実等

- ・要支援者に配慮した避難所運営の推進（B）

福祉避難所等の運営については、関係機関等との連携・協力する中、適切な福祉避難所運営の推進が図れるよう運営マニュアルを作成する。今後も、要支援者に配慮し、避難所運営体制の充実に向け取り組んでいく。（健・高）

6-3 事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

（現状・課題等）

○地籍調査の実施（B）

災害後の迅速な復旧・復興を行うには、地籍調査により土地の境界を明確にしておくことが重要となる。予算や人員の制約等はあるが、山林部の調査については、スマート地籍調査を実施し更なる推進を図る必要がある。（建）

（重要業績指標）

【建設課】地籍調査の進捗率 R5 32%⇒R11 41%

(別紙2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果

項目名の後の（ ）において、下記指標による方向性を示す

A：現行施策の大規模改修または新規施策が必要なもの

B：現行施策に改良などを加え、さらに推進する必要があるもの

C：現状施策を維持するもの

1 個別施策分野

①行政機能・消防

○公共施設の耐震化の推進

- ・公共施設の防災機能強化と適正な管理（C）

公共施設等総合管理計画に基づき、必要な公共施設を大規模改修する等、耐震性等の確保を図るとともに、各施設にある防災設備等を含め、適切な維持管理を行う。（総）

- ・自家用発電機の整備（C）

県石油商業組合と災害時応援協定を締結し、燃料補充体制を整備している。また現本庁舎に非常用自家発電設備がすでに整備されおり、非常時（停電時）においても災害対策活動に最低限必要な機能を確保する。（企・総）

- ・耐震性貯水槽の維持・整備（C）

地域の要望等を踏まえ、町有地等への耐震性貯水槽整備を検討する。（上下・企）

○防災体制の強化

- ・防災組織体制の整備（C）

地震発生時に災害応急対策を速やかに行うため、組織体制及び職員配備体制を整備し、的確に判断して迅速に対処することが必要である。（企）

- ・地震発生時等の業務継続体制の確立（B）

被災により行政機能の低下が懸念されるが、同時に、人命救助や避難者対策、ライフラインの維持などの役割が求められる。このことから、限られた資源を効率的に活用し、業務の継続・早期復旧を実現し、町民の生命・財産・生活を守り、機能を維持・復旧することを目的に業務継続計画を策定している。本計画に基づき、実働できるよう訓練を行うとともに必要に応じ見直しを行う。（企・全課）

- ・避難情報判断基準の運用と改訂（C）

地域防災計画で、避難情報の発令基準を規定している。今後も適正に運用を図るとともに、必要に応じて基準の改定を行う。（企）

- ・防災マニュアルの整備（C）

災害対応を迅速かつ的確に実施するために、地域防災計画では基本方針等を、個別の防災マニュアルでは具体的な事務の内容・手順を定めている。引き続き、法令改正や、災害対応・訓練の際の課題に基づき、地域防災計画や防災マニュアル等見直しを行う。（企・全課）

- ・避難所運営マニュアル等の作成推進（C）

避難所ごとに職員を配備し、学校及び自主防災組織と連携をして避難所を運営するようマニュアルを作成し、運用している。（教）

- ・災害時における連絡体制の強化（Ｃ）

災害時の職員・消防団員等への情報伝達方法を維持・確保する。（企）

- ・防災関係機関との連携（Ｂ）

災害時には、西はりま消防組合をはじめ、警察、県、自衛隊、道路管理者、医師会等と情報共有及び連携を図りながら迅速に対応することが必要である。また平時から連絡を取り合い、非常時に備える。（企・全課）

- ・災害連携協定による協力体制の構築推進（Ｃ）

播磨地域や県境等、様々な枠組みとの自治体間のほか、様々な企業等との間で、多くの災害応援対策活動の協定を締結してきた。それぞれの関係をさらに強化するため、会議や訓練、電話連絡などを通じて、常日ごろから連携を図り、有事に備える。（企）

- ・民間企業との協定締結の推進と連携強化（Ｂ）

災害発生による様々な事態に対応するため、民間企業と協定の締結を推進する。（企）

- ・様々な事態を想定した図上訓練等の実施（Ｂ）

毎年地震や水害を想定した職員訓練を実施している。引き続き、訓練を行い、災害対応業務への習熟が必要である。（企・全課）

- ・勤務所属に登庁できない職員の参集場所及び業務の明確化（Ｃ）

災害で自分の所属に参集できない場合は、自宅待機又は最寄りの施設に参集した上で、各自の所属に参集先を連絡し、各所属長等の指示を受ける等の対応を徹底する。（企）

- ・非常参集体制の確立（Ｃ）

地震時には、震度等で職員配備基準を設け運用している。引き続き、必要な改正を行いながら、非常参集体制を確立していく。（企）

- ・現地災害対策本部の設置体制の確立・職員派遣体制の確立（Ｃ）

地域防災計画にて、災害の状況に応じて、現地災害対策本部を設置することを可能としている。そのような状況になった際には、迅速に対応できるよう体制を整備する。（企）

- ・災害対策本部の予備施設の指定（Ｃ）

役場本庁舎が被災した場合に備え、各支所を町対策本部の予備施設として指定し、これら施設のうち被害を受けていない施設に対策本部の設置を行う。（企）

- ・救急・救助体制の強化（Ｃ）

西はりま消防組合佐用消防署と連携し、救助・救急体制の強化を図っている。また特殊車両の更新も計画的に実施し、基盤整備を図る。町消防団は、団員の過度な負担を軽減するなど、団員数の維持・確保を図り、災害時の救助体制等を維持していく。

○被害情報の収集体制の確立

- ・消防団等による被害情報の収集体制の確立（Ｃ）

消防団の警戒活動から可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努める。（企）

- ・災害モニター制の維持（Ｃ）

中小河川の地点の水位情報を収集するために、河川付近に住む住民から情報収集する「災害モニター制」を設けており、今後も維持していく。（企）

○自動車移動者への情報伝達と誘導（C）

自動車移動者への確に避難情報等を周知するため、道路管理者間で迅速に情報連携する体制を構築している。今後も、情報連携を維持し、自動車移動者への確に避難情報等を周知する。（建）

○被災者等への情報伝達体制の確立（C）

被災者等へ避難所の開設情報や物資の配布など支援情報を発信するために、防災行政無線、佐用チャンネル、さよう安全安心ネット、Lアラート、ホームページ、エリアメール等を活用することとしている。今後も、適時的確に発信できるよう、機器の維持を行う。（情・企）

○避難所運営体制の整備

- ・指定避難所等の整備と運営（C）

円滑な避難所運営ができるよう、必要な設備整備に努めている。また町、学校及び自治会が連携を図りながら、避難所運営にあたる。（教）

○指定緊急避難場所の整備（B）

土砂災害特別警戒区域の指定により、指定緊急避難場所及び指定避難所が結果的にその区域内の立地となった。これらの施設の他に、構造条件として適する建物がないため、引き続き避難所として利用するために、土砂災害対策工事を行う必要がある（建・企）

○防災ヘリポートの確保（C）

救出救助や物資搬送のための防災ヘリポートとして町内21か所（うち4か所は、兵庫県ヘリコプター臨時離着陸場）を計画しており、その中で孤立の恐れのある地域周辺、海内地区・上石井地区・東本郷地区の町有地をヘリポートとして活用する。今後も使用できるよう調整・維持していく。（企）

○地域防災力・減災力の向上

- ・自主防災組織への支援（C）

今後も引き続き自主防災組織の強化を目的に、活動補助金（訓練・資機材購入）の交付や、訓練における職員の派遣を行っていく。（企）

- ・ハザードマップ情報の提供（C）

ハザードマップ情報を紙ベースだけでなく、ホームページ等を通じて随時提供する。（企）

- ・消防団員の確保とスキルの向上（C）

地震発生直後、消防や警察が町域すべてに対応できない恐れがある。このため、引き続き、消防団員を確保するとともに、訓練等でスキルの向上を図る。（企）

○地域防災拠点における備蓄の実施

- ・災害備蓄品の確保（C）

災害時、被災者へ供給すべき毛布・食料等を確保するため、計画的に備蓄物資として購

入している。引き続き、必要な物品の備蓄に努めていく。（企）

○情報発信体制の強化

- ・各種情報機器操作の習熟度の向上（Ｃ）

緊急時、各種情報機器を確実に操作するためには、平時から担当者だけではなく多くのものが操作に習熟する必要がある。（情・企）

- ・機器の通信不能の場合の公用車等における広報（Ｃ）

機器の通信機能が不能になることを想定して、公用車（広報車）や消防団車両、警察車両等により、避難に関する情報等を広報・伝達する。（情・企）

○防災拠点施設における非常発電機等の導入の推進

- ・非常発電機の点検及び確保（Ｃ）

庁舎においては、自家発電装置の点検を定期的に行い、電源が確保できない場合は、発電機を備え日ごろから点検を行う。（総・企）

○雪害情報の収集体制の確立

- ・豪雪時の道路積雪や被害情報は、引き続き自治会等と連携して対応を図る。（Ｃ）（建）

○雪害時応急対策の推進

- ・雪害時における応急対策業務の協力体制の推進（Ｃ）

雪害時の迅速な被害情報収集や円滑な応急対策業務の確立のため、県土木や西日本道路㈱など道路管理者と連携を図る必要がある。また、除雪体制の確立のため、除雪作業に関する契約を業者と交わしている。（建）

○雪害時孤立対策の推進

- ・雪害倒木による孤立対応（Ｃ）

雪害による森林が倒木し道路を閉鎖し通行が不可能となった場合は、倒木の撤去を早急に実施する必要がある。また、倒木による電線の切断により停電が長時間にわたる場合の早期復旧のために、引き続き、関西電力との連携強化を図る必要がある。（企・建・農）

○鉄道災害・高速道路災害応急対策の推進

- ・事故時における情報収集及び連絡体制の整備（Ｃ）

災害時の道路情報伝達・対応連絡会を定期的に行い、道路管理者間で迅速な情報連携が可能な体制を維持する。（建・企）

○受援計画及び防災マニュアルの見直し（Ｂ）

災害発生時の受援を円滑に進められるよう、受援計画及び防災マニュアルを策定している。実際の災害を想定した訓練等を行い、実効的な計画となるよう繰り返し見直しをする必要がある。（企・全課）

○家屋被害認定士の育成（Ｃ）

家屋被害認定士を育成するため、毎年、職員の家屋被害認定研修受講を推進している。また、全国各地で起こる災害の被災地に家屋被害認定研修を受講済みの職員を派遣し、現場での技術向上を図っている。引き続き、未取得職員の受講を推進することとともに、災害発生時に円滑な応援・受援体制が執れるように体制整備が必要である。（税）

○災害連携協定による協力体制の推進（Ｂ）

災害発生による様々な事態に対応するため、自治会や民間企業等と協定の締結を行い、連携の強化を図っている。引き続き、連携の強化を図る必要がある。（企・全課）

○災害ボランティアの確保

- ・ボランティアコーディネーターの養成及び推進（Ｃ）

ボランティアコーディネーターの養成については、社会福祉協議会と連携する中、強化促進を図っている。今後も、ボランティアセンター等の運営がスムーズにできるよう、コーディネーターの養成に取り組んでいく必要がある。（健）

- ・災害関連NPO、ボランティア団体等との連携及び協働の推進（Ｃ）

社会福祉協議会と連携する中、災害関連NPOや、ボランティア団体等と協力し、地域防災力の充実を図る。今後も、関係団体との連携強化に向け、取り組んでいく必要がある。（健）

②住宅・市街地

○消防防災施設整備の推進

- ・耐震性貯水槽の維持・整備（Ａ）

地域の要望等を踏まえ、町有地等への耐震性貯水槽整備を検討する。（上下・企）

○消防施設の適正な維持管理（Ｃ）

消防団ポンプ庫をはじめ、消火栓や防火水槽などの管理及び点検を実施している。また地域の要望に応じて、必要な箇所に消火栓や防火水槽等の整備を進める。（企）

○土砂災害対策の推進

- ・住宅への土砂災害の対策（Ｃ）

県による土砂災害特別警戒区域が指定され、区域内の施設整備にかかる防災工事や区域外への移転等に対する支援を行い、安全を確保する必要がある。（建）

○災害時応急対策の推進

- ・上下水道施設における応急対策の推進（Ｃ）

災害時における上下水道施設の応急措置等に係る復旧工事を、町と佐用町上下水道指定業者との間で連携を図り実施している。（上下）

- ・災害時における給水協力関係の強化（Ｃ）

平成10年3月16日に日本水道協会兵庫県支部等と「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」を締結した。大規模災害発生時には、複数のルートによる給水応援要請や活動が行われることが考えられることから、円滑な応援活動が実施されるよう、引き続き関係機関との連携・調整を図る必要がある。（上下）

- ・災害連携協定による協力体制の推進（Ｃ）

播磨地域や県境等、様々な枠組みとの自治体間のほか、様々な企業等との間で、多くの災害応援対策活動の協定を締結してきた。それぞれの関係をさらに強化するため、会議や訓練、電話連絡などを通じて常日ごろから連携を図り、有事に備える。（企・建・上下）

- ・災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力体制の推進（Ｃ）
民間賃貸住宅借上げ型応急仮設住宅については、県と協力して相談窓口を開設し、住宅の応急修理、空家住宅（公営住宅等）の確保等を行う必要がある。（商）
- ・道路等被害調査の実施及び危険個所の応急工事の対策（Ｃ）
道路等被害調査の実施マニュアルにより、自治会からの公共施設被害報告に基づき被害箇所を速やかに点検するとともに、危険個所については応急工事を実施する必要がある。（建）

○下水道施設管理体制の整備

- ・下水道施設の管理（Ｃ）
災害発生後は、速やかに各施設の被害調査並びに点検整備を行い、施設の安全確保と機能回復に必要な措置を行う。（上下）
- ・合併浄化槽の管理（Ｃ）
浄化槽の破損状況によっては、修繕の手配を浄化槽設置業者か浄化槽維持管理業者に連絡し、速やかに応急作業を行う。（上下）
- ・災害連携協定による協力体制の推進（Ｃ）
大規模災害の発生により、上記対応が困難な場合は、「災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する応援協定書」に基づき、一般社団法人兵庫県水質保全センターへ応援要請を行う。（上下）

○浸水被害を軽減するための流域対策の推進

- ・雨水貯留浸透施設やため池改修（Ｃ）
浸水被害を軽減するため、田んぼダム、校庭、公共施設での貯留浸透、ため池の活用、森林の保全及び整備による、対策をする必要がある。（農・教・企）
- ・内水氾濫を防止する排水施設の整備（Ｃ）
内水対策として、排水樋門（さよう文化情報センター裏）の水門を閉鎖し、市街地への浸水を防止する。また、上月や久崎の排水機場の運転、管理を行い、流木や漂流ごみなどが排水能力を低下させる恐れがあるので、スクリーンの清掃を行う。（上下・建）

○インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進

- ・公営住宅長寿命化計画により、施設の長寿命化を推進（Ｃ）
町営住宅の定期点検を実施するとともに、予防保全的な維持管理を実施している。効率的な修繕や改善を実施していくために、修繕の標準周期をもとに、定期点検を充実し、ストックの長寿命化を図ることで、財政負担軽減に努める必要がある。（商）
- ・橋の長寿命化修繕計画により、町道橋梁の長寿命化を推進（Ｃ）
R1～R3年度に実施した定期点検の結果を基に、R3年度策定した橋の長寿命化修繕計画により、町道橋梁の修繕を実施していく。引き続き、定期的に修繕化計画の見直しを行い、橋の長寿命化を図る。（建）
- ・水道の石綿セメント管及び老朽管の布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の推進（Ｃ）
石綿セメント管を耐震性のある管路への整備を行い、残りの石綿セメント管について

は、令和11年度までに整備予定とする。（上下）

・下水道施設等の長寿命化の推進（C）

これまで下水処理場の機械・電気設備の整備や幹線管渠の日常点検などにより、随時修繕や消耗部品の取り替えを行う中で、下水道施設の長寿命化を図ってきたが、今後も下水道機能の維持のため、綿密な点検・調査に基づくストックマネジメント計画等に基づき、従前の維持修繕から改築更新まで含めた長寿命化対策を進める必要がある。（上下）

・下水道施設等の耐震化の推進（C）

災害時における下水道施設の安全性や信頼性の確保や災害時の対応体制の整備を佐用町業務継続計画に基づき図るとともに、下水道施設の耐震化を推進する。（上下）

○道路除雪計画の策定等（C）

主要幹線道路管理者である県と連携した除雪計画の他、町内の除雪作業が可能な業者の実状を反映した計画を策定する必要がある。（建）

○文化施設等における防災対策の推進（C）

文化施設等（おりひめ文化ホール、スピカホール、図書館、南光文化センター）での避難誘導訓練等を実施し、職員の意識やスキルの維持・向上に努める。（生・支）

○保育園・幼稚園、小中学校の防災対策の推進

各施設において、子どもたちが安全に避難できるよう、引き渡し訓練や避難訓練を実施し、防災意識の向上に努めるとともに、不測の事態に対応できるように避難確保計画を作成・改訂を行う。

○インフラ等の整備と耐震化・長寿命化の推進

・幹線道路網の整備（C）

幹線道路など定期的なメンテナンスは必要不可欠であり、各地区を結ぶ国道、県道に接続する安全かつ便利な町道の整備を進める必要がある。また、道路ネットワークの整備を進めてきたが、一部の地域ではその整備の遅れや生活道路の未改修があるため、道路ネットワークや緊急時対応への対策を行う。（建）

・電柱類の倒壊や電線・ケーブル等断線防止（C）

災害時の連携協定によって、関西電力と情報共有を図りながら停電の早期復旧と、住民への停電情報などの情報提供ができる体制を構築している。また、ケーブル等断線防止のため、倒木の恐れがある山林を伐採する。（情・企）

○地籍調査の実施（B）

災害後の迅速な復旧・復興を行うには、地籍調査により土地の境界を明確にしておくことが重要となる。予算や人員の制約等はあるが、山林部の調査については、スマート地籍調査を実施し更なる推進を図る必要がある。（建）

○建築物等の耐震対策の推進

・耐震改修促進計画の推進（B）

令和4年3月に耐震改修促進計画を改定済。計画に基づき、耐震診断及び耐震改修等を促進していく。（建）

- ・保育園等園舎や小中学校校舎等の適正な維持

保育園等の園舎や町立学校校舎は必要な耐震化は完了しており、今後は適正な維持管理に努めていく。（健・教）

○空き家・危険空き家の対策

- ・空き家対策施策の推進（Ｃ）

高齢化・過疎化が進む中、管理不十分な危険な空き家が増加しており、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、適正な管理をしていただくよう指導している。

倒壊しそうな特定空家については、空き家再生等推進事業及び自主防災組織活動補助金により除却等行い、安全を確保する必要がある。（商）

○被災建物等の危険度判定の実施

- ・被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施（Ｃ）

２次災害の防止・軽減及び被災宅地の円滑な復旧を図るため、被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度を迅速かつ的確に実施できる体制を整備する必要がある。

（建・税）

③保健・福祉・医療

○災害時避難行動要支援者対策の強化

- ・要支援者の名簿情報の提供（Ｃ）

町は災害時避難行動要支援者避難支援プランを策定し、要支援者名簿を作成している。名簿掲載者のうち、本人の同意が得られた方については、その名簿情報を避難支援関係者である自治会に提供し、要支援者の避難支援に関する事前準備と体制づくりを推進する。

（健・高・企）

- ・個別避難計画の情報共有と避難訓練の実施（Ｂ）

引き続き、要支援者等の個別避難計画の作成を推進する。またその情報を要支援者、自治会・自主防災組織、指定避難所、対策本部で情報共有し、要支援者の避難について、連携して行えるよう備える。そのため、避難支援関係者と連携し、訓練を実施する必要がある。（健・高・企）

○要配慮者施設の避難確保計画策定の推進（Ｃ）

地域防災計画に位置付けられた要配慮者施設の避難確保計画の策定や改訂を推進する。

（健・高・企）

○福祉避難所運営マニュアルの策定（Ｂ）

災害時に、福祉施設と連携できるよう、福祉避難所運営マニュアルを策定し、福祉避難所協定施設と、一定の方針を共有する。（健・高）

○聴覚障がい者への情報伝達体制の整備（Ｂ）

聴覚障がい者への情報伝達として、防災行政無線の内容を伝達する文字表示機の配布を行い、さらにFAXにおいて伝達を行っている。今後も、制度について周知を行う必要がある。また、さよう安全安心ネットへの登録推進を行う。（健・総・企）

○障がい者の情報共有と支援体制の構築（Ｃ）

災害時避難行動要支援者名簿に登録されている障がい者に対して、地域における支援者と連携する。（健）

○社会福祉施設の防災資機材整備

- ・社会福祉施設における防災資機材の整備推進（Ｂ）

社会福祉施設（高齢者施設・児童福祉施設・障がい者福祉施設）における防災資機材充実に向け啓発する。（健・高・企）

○災害時の医療救護・搬送体制等の整備

- ・救急医療活動マニュアルの実施体制（Ｃ）

西はりま消防組合は、負傷者等に関する通報を受信した場合、救助活動を行い、医療機関と連携し搬送する。町は、救急医療活動マニュアルを基に、医療機関と連携し、避難所における負傷者等の救急医療活動を行う。また、西はりま消防組合佐用消防署及び医療健康対策部は、主として関係機関の救急医療活動の調整・後方支援を行う必要がある。（健）

- ・ドクターヘリポートの確保（Ｃ）

町内12か所を計画しているドクターヘリポートを維持・確保する。（企）

○災害時医薬品確保体制の整備（Ｃ）

災害時には、避難場所及び救護所における医薬品の把握を行い、緊急に必要とされる医薬品を町内薬局で調達する必要がある、住民に対しては、各家庭での常備薬の備蓄についての啓発を行っていく必要がある。

また、町内で調達できない場合は、県（保健所）、医師会、赤十字社ほか関係団体と連携し、速やかに医薬品の供給ができるように努める。（健）

○災害時保健医療体制の整備

- ・災害時における保健活動マニュアルの運用（Ｃ）

龍野健康福祉事務所管内で行われる災害時保健師活動で毎年情報共有し確認をするほか、職員訓練を通じて、マニュアルを活用し、スキルアップを図る。（健）

○災害時防疫体制の構築（Ｃ）

感染症の予防として、平常時より、感染症予防の知識の普及啓発をはかり、住民の協力体制の確立、職員の認識向上等に励んでいる。また、感染症の蔓延防止策として定期予防接種率向上に努めている。避難所を開設した時は、感染症等の集団発生を防ぐために、避難所の感染対策の徹底を図る必要がある。（健・住）

④エネルギー

○電力会社との連携（Ｃ）

災害時の停電は、停電情報を周知する。また、電力供給事業者との応援協定に基づき、防災拠点施設及び避難所、医療施設など早期に電源を確保するとともに、優先復旧施設の相互確認をとる必要がある。また、倒木等による停電の場合は、早急に倒木処理ができるよう連絡体制を整備しておく必要がある。（企）

○地域防災拠点における備蓄の実施

- ・非常用発電機の燃料の備蓄（Ｃ）

本庁舎、支所、避難所等の停電時にも必要な電力が賄えるよう、燃料を備蓄している。
今後も、燃料の備蓄量の確認が必要である。（情・支・企）

○燃料供給ルートの確保（Ｃ）

災害時に効率的な緊急輸送が行えるよう、広域の県指定緊急輸送道路と役場、指定避難所、ヘリコプター発着地、救護物資集積所等、町の防災拠点とを結ぶ道路を緊急輸送道路として指定し、整備を図る必要がある。（建・企）

○緊急物資や燃料の確保・受け入れ

- ・災害時の燃料確保の推進（Ｃ）

災害発生時の燃料確保のために、兵庫県ＬＰガス協会西播磨支部佐用地区会と、兵庫県石油商業組合と協定を締結し、ガスや器具機材の供給を、また緊急車両等への石油燃料の優先的な供給を受けるための体制を構築している。有事の際に速やかな連携を図れるよう、日ごろの連携体制を強化する。（総・企）

○防災拠点施設への再生可能エネルギー等の導入検討（Ｂ）

停電時に備えて、指定避難所や役場など防災拠点施設に再生可能エネルギーの導入を検討する。（企）

⑤情報通信

○庁舎の災害対応力の強化

- ・情報システムの緊急時復旧対応（Ｂ）

情報システムの緊急時運用については、地震時等に主要情報システムの早期復旧を行うため、「情報システムに関する業務継続計画」を策定する必要がある。（総）

○緊急地震速報の伝達

- ・情報伝達機器の点検・維持

緊急地震速報は、Ｊアラート受信機が受けた信号を、防災行政無線やケーブルテレビに伝達して、町内に放送している。このため、専門業者等にも委託し、情報伝達機器の定期点検を実施して、常に正常稼働させる必要がある。（情・企）

○被害情報の収集体制の確立

- ・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立（Ｃ）

災害時には、無線機や孤立対策用電話などを活用して被害情報の収集体制の確保を行っている。このため、使用機器の定期点検や自主防災組織の使用訓練を啓発するなどして被害情報の収集体制を構築していく。（情・企）

○通信機能の強化

- ・防災行政無線等による情報伝達機能の強化（Ｃ）

防災情報伝達体制の強化を図るため、防災行政無線や佐用チャンネル、さよう安全安心ネット、Ｊアラート、エリアメール、携帯電話、孤立対策用電話など住民等への伝達手段

を確保している。停電や通信機器の破損等の支障が生じた場合に、自家発電装置の運転、通信機器の修理等の措置をとる必要がある。また、携帯電話基地局が被災した場合、携帯電話の通信が途絶える可能性があり、その場合、災害時用移動基地局を活用する。被災エリアを有効的に活用できる場所に、基地局を設置し、そのエリアで応急的に通信を確保する。（情・企）

・機器の通信不能の場合の公用車等における広報（Ｃ）

機器の通信機能が不能になることを想定して、公用車（広報車）や消防団車両、警察車両等により、避難に関する情報等を広報・伝達する。（情・企）

・さよう安全安心ネット等への登録推進（Ｃ）

情報伝達の多重化のため、登録制メールのさよう安全安心ネット及びスマートフォンアプリひょうご防災ネットにより、情報伝達を行っている。今後も、多媒体登録者数を増やし、情報伝達者数を確保していく。（企）

○河川水位等情報の伝達体制の確立（Ｃ）

町民の避難判断のために、河川カメラや水位計による水位情報を佐用チャンネルにて放送するとともに、水防警報等をさよう安全安心メールで発信している。その他、防災行政無線やＬアラート、ホームページにより避難勧告等の避難情報を発信している。今後も、適時的確に発信できるよう、機器の維持を行う（情・企）

○土砂災害危険度情報の伝達体制の確立（Ｃ）

町民の避難判断のために、地域別土砂災害危険度を佐用チャンネルにて放送している。その他、防災行政無線やＬアラート、ホームページで避難情報を発信していく。（情・企）

○防災拠点施設における非常発電機等の導入の推進

・情報機器・代替通信機の確保（Ｃ）

電話、ＦＡＸ、フェニックス防災システム等の機能が常に良好な状態であることを確認し、防災関係者間の通信及び住民等への伝達手段を確保する。停電や通信機器に支障が生じた場合は、自家発電装置の運転、通信機器の修理等の措置をとる。（情）

・避難所等の電源確保体制（Ｃ）

避難所等の電源確保体制として、携行型発動発電機や投光器を整備している。今後も非常用発電機とその燃料等を確保する。（企）

⑥交通・物流

○緊急輸送道路ネットワークの整備（Ｃ）

災害時発生時の緊急輸送道路として、県指定10か所、町指定8か所指定し、緊急時の輸送道路として通れるよう、優先的に整備する。（建）

○緊急物資や燃料の確保

・緊急物資の確保と受入体制の構築（Ｃ）

災害発生時の緊急物資の調達は、民間企業との協定にて、一定の確保に努めていく。ま

た調達した物資は、佐用中学校体育館等に、大規模災害での広域的な物資は、西播磨広域防災拠点等に集積する。短期間に多くの物資を処理するため、受入体制の強化を図る必要がある。

- ・災害時の燃料確保の推進（参照：④エネルギー）（総・企）

○災害時応急対策の推進（参照：②住宅・市街地）

○避難路となる幹線道路等の整備

- ・幹線道路網の整備（参照：②住宅・市街地）（建）
- ・避難路となる幹線道路、生活幹線道路の整備推進（C）

広域的な避難路である国道、県道を中心にした道路網を確保する必要がある。（建）

- ・電柱類の倒壊や電線・ケーブル等断線防止（参照：②住宅・市街地）（情・企）
- ・代替輸送路及び集落の孤立化防止のための町道網整備（B）

管理町道1,812路線、総延長697,904mである。災害時の集落孤立化防止のため、橋梁の定期点検や修繕及び防災対策が必要である。（建）

- ・基幹農道の整備（C）

緊急時に町道等の代替路線として使用される可能性を考慮した農道施設の維持管理をする必要がある。（農）

○インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進

- ・橋の長寿命修繕化計画により、町道橋梁の長寿命化を推進（参照：②住宅・市街地）（建）

○道路除雪計画の策定等（参照：②住宅・市街地）（建）

○交通規制及び交通安全対策の実施

- ・交通安全施設等の整備及び推進（B）

町道における交通の安全を確保するため、引き続き、カーブミラー、防護柵、通学路のカラー化などを実施していく必要がある。また、災害時には交通規制等誘導看板の設置や警備員を配置する必要がある。（建）

○燃料供給ルートの確保（参照：④エネルギー）

○帰宅困難者の安全な帰宅支援（B）

災害により鉄道等の利用ができない帰宅困難者について、安全な帰宅を支援する必要がある。代替輸送ができるよう、民間企業との協力関係の構築をする。（企）

○警察及び消防団による警備（C）

警察及び消防団において、災害時や渋滞時の通行止めや誘導を連携とりながら実施し、事故等の発生を抑制するとともに、交通渋滞が起こらないようにする必要がある。（企）

○避難路となる幹線道路等の整備

- ・交通対策（通行止め、通行規制など）の実施（C）

冠水、落石、路肩の崩壊などで通行が困難又はその可能性があると判断した場合は、関係機関と調整後、片側通行や迂回路の看板設置などの対策を実施する。必要に応じ職員・消防団などへの出動要請を依頼し、危険箇所への進入防止の徹底を図る。また、道路情報

伝達連絡会との情報を共有し、危険な地域への自動車移動者の乗り入れを防止する。
(建)

⑦土地保全

○河川の安全流下対策

- ・河川改修の実施（Ｃ）

河川の掘削及び拡幅等の改修工事が平成28年度中に完了した。今後は中小河川の部分改修の必要がある。また、土砂の堆積については、基準を超えた場合は撤去の要望をしていく必要がある。（建）

○森林の公益的機能の増進（Ｃ）

森林の荒廃による水源涵養機能の低下や土砂災害等を未然に防ぐため、国庫補助金と森林環境税を財源とした森林整備（間伐、植栽等）が行われている。今後もこれらの事業を継続し実施していく必要がある。（農）

○災害廃棄物処理基本計画の策定

- ・災害発生時の「実施計画」への移行、廃棄物処理体制の整備（Ｂ）

災害が発生し、家屋の倒壊・破損等により発生するガレキ、粗大ごみ、また生活ごみについて、処理施設や収集運搬車両等の状況を踏まえ、「基本計画」に基づき、被災状況に応じた「災害廃棄物処理実施計画」へ直ちに移行し、適正迅速に処理する。（住）

- ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進（Ｃ）

町単独では災害対応が困難と判断した場合、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき県と調整のうえ、処理にあたる。（住）

○土砂災害対策の推進

- ・治山事業による土砂災害対策の推進（Ｃ）

森林所有者、地元住民らと連携して現状の把握に努め、必要な対策を講じる。（農）

- ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（Ｃ）

県が進める砂防施設整備に対し、土砂災害を未然に防ぐための砂防施設を県で整備を実施している。今後も必要な箇所の整備を要望していく。（建）

- ・農地及び森林の管理体制の確立（Ｂ）

管理不十分な農用地などの保全管理の支援をはじめ、農地の多面的機能の保全を推進する。また、森林組合との連携のもと、林内路網の整備や里山整備など、健全な森林育成に努める必要がある。あわせて、管理不足の森林の再生のために新たな林業巣システムを構築するほか、所有者不明森林の解消のための町有林化に努める。（農）

○水防対策の推進

- ・ハザードマップ情報の提供（参照：①行政機能・消防）（企）

- ・水防訓練の実施（Ｃ）

水災を防止するため、排水機場及び水門を把握し、適切に操作できるようにマニュアルを作成している。また、定期的に訓練を実施していく必要がある。（上下・建・企）

- ・水防用資材の備蓄（Ｃ）

土のう、スコップ、ブルーシート、照明具等の水防資材を本庁及び各支所の水防倉庫に備蓄している。引き続き、堤防決壊も視野に入れた資材を備蓄していく必要がある。

（企・建）

○避難路となる幹線道路等の整備（参照：⑥交通・物流）（建・農）

○農村資源の保全管理活動の推進

- ・農用地の保全対策（Ｃ）

耕作放棄地や遊休農地、管理不全な農用地などの保全管理の支援をはじめ、ふるさと環境の保全活動や都市との交流などによる有効活用を図り、農地の多面的機能の保全を推進する。（農）

- ・営農組織の充実と担い手づくり（Ｃ）

集落営農・認定農業者・新規就農者の増員を図るとともに、農地中間管理機構を活用するなど、営農担い手づくりの確保を推進する必要がある。（農）

○農業用ため池の管理と保全

- ・ため池の適正な維持管理の推進（Ｃ）

ため池の所有者や管理者が連携して農業用水の供給機能の確保と、防災、減災対策の推進を図る。（農）

○鳥獣害対策の推進（Ｂ）

鳥獣による農作物の被害や、森林の荒廃を防止するため、佐用町鳥獣被害防止計画による被害防止施策を適切に実施するため、佐用町鳥獣被害対策実施隊及び猟友会が連携を図る必要がある。（農）

2 横断的施策分野

①老朽化対策

○インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進

- ・公営住宅長寿命化計画により、施設の長寿命化を推進（Ｃ）

町営住宅の定期点検を実施するとともに、予防保全的な維持管理を実施している。効率的な修繕や改善を実施していくために、修繕の標準周期をもとに、定期点検を充実し、ストックの長寿命化を図ることで、財政負担軽減に努める必要がある。（商）

- ・橋の長寿命化修繕計画により、町道橋梁の長寿命化を推進（参照：②住宅・市街地）（建）

R1～R3年度に実施した定期点検の結果を基に、R3年度策定した橋の長寿命化修繕計画により、町道橋梁の修繕を実施していく。引き続き、定期的に修繕化計画の見直しを行ない、橋の長寿命化を図る。

- ・公園等施設（天文台・笹ヶ丘・三方里山）の整備及び長寿命化の推進（Ｃ）（教・商・三）
- ・グラウンド、スポーツ公園等の防災活動拠点機能の強化（Ｃ）

今後、災害時には防災活動拠点としての機能が果たせるように整備計画に基づいた整備を促進していく必要がある。（生）

- ・水道の石綿セメント管及び老朽管の布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の推進（Ｃ）

石綿セメント管を耐震性のある管路への整備を行い、残りの石綿セメント管については、令和7年度までに整備予定とする。（上下）

- ・下水道施設等の長寿命化の推進（Ｃ）

これまで下水処理場の機械・電気設備の整備や幹線管渠の日常点検などにより、随時修繕や消耗部品の取り替えを行う中で、下水道施設の長寿命化を図ってきたが、今後も下水道機能の維持のため、綿密な点検・調査に基づくストックマネジメント計画等に基づき、従前の維持修繕から改築更新まで含めた長寿命化対策を進める必要がある。（上下）

②リスク・コミュニケーション

○地域防災力の強化

- ・防災教育の推進（Ｂ）

地域の災害特性や災害の種類に応じた、様々な場面を想定し、現状に即した実用性の高い防災学習に取り組むことが重要である。年間指導計画に基づき、各種資料を効果的に活用するとともに、体験活動を重視しながら、ＩＣＴを活用した効果的な学習に取り組む。また、防災担当教員を中心に研修を重ね、学習形態や指導内容を工夫するなど授業力の向上を図る。また、学校以外での防災教育の推進も図る。（教・企）

- ・自主防災組織の充実強化及び維持（Ｃ）

今後も引き続き、自主防災組織の強化を目的に、活動補助金（訓練・資機材購入）の交付や、訓練における職員の派遣を行っていく。（企）

- ・自主防災組織、人材の育成及び意識啓発（Ｃ）

町主催により自主防災組織リーダー研修会を開催し、自主防災組織や自治会役員、消防

団、民生児童委員などの人材育成を行っている。また、防災士の資格をもつ町民の任意組織とも連携を図り、人材育成に努めていく。（企）

- ・避難所運営マニュアル等の作成推進（C）

避難所ごとに職員を配備し、学校及び自主防災組織と連携をして避難所を運営するようマニュアルを作成し、運用していく。（教）

- ・救急・救助体制の強化

西はりま消防組合佐用消防署と連携し、救助・救急体制の強化を図っている。また特殊車両の更新も計画的に実施し、基盤整備を図る。町消防団は、団員の過度な負担を軽減するなど、団員数の維持・確保を図り、災害時の救助体制等を維持していく。

○一時避難所の開設（C）

自主防災組織による自主的な避難所の開設・運営を促す必要がある。（企）

○福祉避難所等の運営体制の充実等

- ・要支援者に配慮した避難所運営の推進（B）

福祉避難所等の運営については、関係機関等との連携・協力する中、適切な福祉避難所運営の推進が図れるよう運営マニュアルを作成する。今後も、要支援者に配慮し、避難所運営体制の充実に向け取り組んでいく必要がある。（健・高）

- ・個別避難計画の情報共有と避難訓練の実施（B）

引き続き、要支援者等の個別避難計画の作成を推進する。またその情報を要支援者、自治会・自主防災組織、指定避難所、対策本部で情報共有し、要支援者の避難について、連携して行えるよう備える。さらに、そのために避難支援関係者と連携し、訓練を実施する必要がある。

○災害ボランティアの確保

- ・ボランティアコーディネーターの養成（C）

ボランティアコーディネーターの養成については、社会福祉協議会と連携する中、強化促進を図っている。今後も、ボランティアセンター等の運営がスムーズにできるよう、コーディネーターの養成に取り組んでいく必要がある。（健）

- ・災害関連NP0、ボランティア団体等との連携及び協働の推進（C）

社会福祉協議会と連携する中、災害関連NP0や、ボランティア団体等と協力し、地域防災力の充実を図る。今後も、関係団体との連携強化に向け、取り組んでいく必要がある。（健）

③地域振興

○地域防災力の強化

- ・シェイクアウト訓練の実施と啓発（C）

全国一斉の緊急地震速報試験放送時にシェイクアウト行動の啓発や訓練を行っている。引き続き啓発等を実施していく。（企）

- ・自主防災組織への支援（C）

今後も引き続き自主防災組織の強化を目的に、活動補助金（訓練・資機材購入）の交付や、訓練における職員の派遣を行っていく。（企）

- ・自主防災組織、人材の育成及び意識啓発（C）

町主催で自主防災組織リーダー講習会を開催し、自主防災組織や自治会役員、消防団、民生児童委員などの人材育成を行っている。また、防災士の資格を持つ町民の任意組織とも連携を図り、人材育成に努めていく。（企）

- ・ハザードマップ情報の提供（C）

ハザードマップ情報を紙ベースだけでなく、ホームページ等を通じて随時提供する。（企）

(別紙3) 国土強靱化地域計画事業一覧(補助金・交付金事業単位)

省 庁	交付金・補助金名	重点化の対象となる 交付・補助対象事業	事業名	内 容	計画期間 (R7～11)	計画額 (R7～11)	推進方針 P	評価結果 P (別紙1)
総務省	消防防災施設整備 費補助金	消防防災施設整備 費補助金	防火水槽整備事業	防火水槽の設置	R7～11	40.0	16	45
	緊急消防援助隊施 設整備費補助金	緊急消防援助隊施 設整備費補助金	消防ポンプ自動車 等整備事業	消防ポンプ自動車、救急 車等の整備	R7～11	173.0	12	37
農林水産省	鳥獣被害防止総合 対策交付金	鳥獣被害防止総合 支援事業	鳥獣被害防止総合 支援事業	対象鳥獣捕獲補助金	R7～11	40.0	16	45
	農業水路等長寿命 化・防災減災事業	農業水路等長寿命 化・防災減災事業	農業水路等長寿命 化・防災減災事業	ため池廃止	R7～11	37.0	16	45
国土交通省	防災・安全交付金	道路事業	社会資本整備総合 交付金 道路メン テナンス事業	点検・設計・修繕	R7～11	600.0	8	28
		河川事業	緊急自然災害防止 対策事業	堆積土砂撤去	R7～11	60.0	9	30
		砂防事業、地すべ り対策事業、急傾 斜地崩壊対策事 業、その他総合的 な治水事業	地籍調査事業 (県営)	地籍調査(上石井・下 石井・佐用・上秋里・ 西新宿・大日山・円光 寺・中三河・上三河・ 河崎・三日月・湯小)	R7～11	1,750.0	17	48
		地域住宅計画に 基づく事業	空き家再生等推進 事業	危険空き家10件	R7～11	13.3	9	28

※計画額は補助対象事業費を記入

(別紙4) 用語解説

	用 語	解 説
あ行	N P O	非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。
か行	業務継続計画	災害発生時など予期せぬ自然災害が発生しても、業務を継続してできるようにするための計画。
	国土強靱化	どのような災害が発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる、強さとしなやかさを備えた国土・地域を構築すること。
さ行	再生可能エネルギー	枯渇しない・どこにでも存在する・CO2を排出(増加)しない。 太陽光・風力・水力・地熱やバイオマスがある。
	サプライチェーン	原料の段階から製品やサービスが消費者に届くまでのプロセス。
	Jアラート	弾道ミサイル攻撃に関する情報や緊急地震速報、気象情報を自動的に住民に伝達するシステム。
	シェイクアウト訓練	シェイクアウト訓練は、それぞれの場所で、「1 ドロップ：まず低く」「2 カバー：頭を守り」「3 ホールド・オン：動かない」など安全確保を行う、住民等が主体的に参画する訓練。
	ストックマネジメント	下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。
	脆弱性	安全性の弱点（もろくて弱いこと）
は行	PDCAサイクル	Plan（計画）－Do（実行）－Check（評価）－Action（改善）の4段階を繰り返すことで、業務を継続的に改善すること。
	ボランティアコーディネーター	ボランティアの活動を調整するスタッフのこと。
や行	要援護者	要配慮状態にある高齢者。または特定疾病が原因で要配慮状態の人。
	要支援者	災害時の避難行動に支援が必要な人。高齢者、障がい者など。
	要配慮者避難確保計画	水害や土砂災害が発生する恐れがある場合における、福祉施設、学校、医療機関等利用者の円滑、迅速な避難の確保を図るための、施設管理者がつくる計画。
ら行	リスクコミュニケーション	リスクに関する正確な情報を行政、町民などで共有し、意思疎通を図ること。
	リスクマネジメント	将来起こりうるリスクを想定し、リスクが起こった場合の被害（損害）を最小限に食い止めるための対応（措置）をすること。

令和 7 年 4 月 1 日 作成

作 成 佐用町（事務局：企画防災課）

〒679-5380

兵庫県佐用郡佐用町佐用 2611 番地 1

電 話 0790-82-0664

F A X 0790-82-0492